

防衛省市ヶ谷地区施設管理業務
(運転・監視及び日常点検等業務 (その1))
民間競争入札実施要項 (案)

防 衛 省

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号） | 1 |
| 2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号） | 6 |
| 3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項） | 6 |
| 4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号） | 7 |
| 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号） | 9 |
| 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項） | 12 |
| 7. 民間事業者を使用させることができる防衛省の施設及び設備等（法第14条第2項第7号） | 12 |
| 8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号） | 12 |
| 9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号） | 18 |
| 10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号） | 18 |
| 11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項 | 19 |
| 別紙第1 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務全体構成図 | 20 |
| 別紙第2 防衛省市ヶ谷地区の対象施設 | 21 |
| 別紙第3 対象建物の一覧 | 22 |
| 別紙第4 評価表 | 23 |
| 別紙第5 従来の実施状況に関する情報の開示 | 24 |
| 施設管理業務企画書（様式第1～様式第8） | 29 |

防衛省市ヶ谷地区施設管理業務（運転・監視及び日常点検等業務（その1））
における民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、防衛省は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務」（事業全体構成図は別紙第1のとおり）における事業のうち「運転・監視及び日常点検等業務（その1）」について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

<施設概要>

施設名称：防衛省市ヶ谷地区

所在地：東京都新宿区市谷本村町5-1

敷地面積：24ha

建物：施設配置図は別紙第2のとおり

各建物の構造、建設年月日、建築面積、延床面積は、別紙第3のとおり

業務範囲：別紙第2及び別紙第3に記載の建物等

<施設目的>

市ヶ谷地区は、内部部局、防衛研究所、統合幕僚監部、陸海空の各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、防衛装備庁等、防衛省・自衛隊の中核組織が所在しており、約1万人の職員等が我が国の安全保障上必要となる領土、領海、領空の警戒監視業務を始め、急患輸送、災害救助、国際協力活動等の実任務を遂行するとともに、任務遂行のために必要となる計画の立案や各自衛隊の指揮統制、各種装備品の研究開発・調整等の業務を行っている。また業務に関連する外国政府関係者や企業等、1日約3,000人が来訪している。

(2) 業務の対象と業務内容

防衛省・自衛隊が所在する市ヶ谷地区の各施設は、いわゆるインテリジェントビルをコンセプトに建設された近代的なものであり、その中で勤務する隊員は恒常的警戒監視任務をはじめ国際協力活動などを任務としていることから、危機管理（対処）官庁の中核として不断に機能する必要がある。この特性を踏まえつつ必要な執務環境を確保し各種任務が迅速かつ確実に実施されるよう以下に示す業務を行うこと。

ア 運転・監視及び日常点検等業務（その1）

市ヶ谷地区に常駐し、仕様書に記載されている各建物・設備の日常点検業務及び軽微な修繕業務、中央監視制御設備、自家発電設備、ボイラー設備及びサブ監視設備の運転・監視業務、防災監視設備の監視業務、消火・防災活動業務、各施設の鍵管理業務、鍵管理システム監視設備の監視業務、執務環境測定業務、給油業務並びに設備の不具合・市ヶ谷庁舎内拾得物に関する対応業務を行う。

1. 1. 1 全般に係る業務

業務の実施に当たっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。

(1) 入札参加グループの監理について

業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、業務を包括的に監理すること。

(2) 発注者及との連携について

業務を実施する民間事業者（以下「民間事業者」という。）は、定期的に防衛省と連携を図り、円滑な施設管理を実施すること。

(3) 代表者の権限

代表企業は、業務の履行に関し、入札参加グループを代表して防衛省と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 総括管理業務

ア 8. (1) ウ (ウ) に示す支出負担行為担当官補助者（以下「施設管理担当者」という。）、「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務」における全般統括業務を行う統括管理責任者及び副統括管理責任者（以下「統括管理責任者等」という。）に対する報告及び調整、各業務従事者（入札参加グループで参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等並びに別途契約の「統括管理・各種設備点検保守業務」、「運転・監視及び日常点検等業務（その2）」、「清掃・植栽管理・廃棄物監視・環境保全業務」及び「警備・受付業務」との連携など施設管理業務を円滑に実施するための業務（以下「総括管理業務」という。）を実施する。

イ 民間事業者は、総括管理業務を実施するに当たり、施設管理に関する高度の知見を有する者を選出することとし（以下「総括業務責任者」という。）、入札参加グループで参加する場合は代表企業から選出すること。

なお、各業務が円滑に実施できる体制（態勢）であれば別冊に示す業務責任者との兼務を妨げない。また、代行者をあらかじめ定めておき業務期間中遅滞なく遂行すること。

ウ 総括業務責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、防衛省及び統括管理責任者等に報告すること。

エ 施設管理担当者からの指示及び統括管理責任者等からの連絡・調整等については、速やか

に業務責任者を通じて実行すること。

オ 統括管理責任者等を通じて施設管理担当者に報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

カ 総括管理業務の日誌を作成し、統括管理責任者等を経由し原則として業務実施日の翌日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間の場合は次の平日）に施設管理担当者に提出すること。

キ 総括業務責任者は、業務の月報を取りまとめ、委託費の支払請求日までに統括管理責任者等を経由して施設管理担当者に提出すること。

ク 総括管理業務の実施時間

総括管理業務の実施時間は、2. に示す業務の実施期間中の土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間を除く平日の8時30分から17時30分までの間とする（ただし、緊急の場合は除く。）。また、上記時間以外においても常時、施設管理担当者及び統括管理責任者等と連絡が取れる体制（態勢）であること。

ケ 災害（地震、台風、豪雨、火災等）及び施設の不具合等が発生又は発生のおそれがある場合は、業務の速やかな対応・処置ができる体制（態勢）であること。

コ 上記ケに必要な備品や備蓄品等の確保については、民間事業者の負担において準備すること。

サ 別途契約の「統括管理・各設備点検保守業務」、「運転・監視及び日常点検等業務（その2）」、「清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務」及び「警備・受付業務」との常時密接な連絡体制を統括管理責任者等と共に構築すること。

(5) 業務の引継ぎ

ア 現行の事業者からの引継ぎ

業務を新たに落札した民間事業者（以下「受注予定事業者」という。）は、業務の開始日までに業務を行っている民間事業者（以下「現行の事業者」という。）から業務の履行に支障を来さないよう事前に十分な引継ぎを受けること。

イ 受注予定事業者への引継ぎ

業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、現行の事業者は、受注予定事業者に対し、業務の履行に支障を来さないよう業務内容を明らかにした書類等により確実に引継ぎしなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担とする。

ウ 業務の引継ぎに当たり、受注予定事業者及び現行の事業者は、引継内容等において防衛省側の確認を受けるものとする。

1. 1. 2 施設管理業務

業務の詳細は、別冊「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

1. 2 サービスの質の設定

業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は、以下のとおりとする。

1. 2. 1 業務の質

| 基本的な方針 | 主要事項 | 測定指標 |
|--|--------|---|
| 当該事業が我が国防衛の中核施設の運用に密接な関わりがあることを十分に理解し、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする。 | 品質の維持 | 1 業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数：0回 2 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数：0回 ※ いずれも、自然災害等による予測不能な場合を除く。 3 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。 4 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。 |
| | 環境への配慮 | 1 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。 2 上記の実施に当たっては、勤務環境の低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること。 |
| | 安全性の確保 | 1 業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数：0回 2 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数：0回 |

1. 2. 2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り改善提案を行うことができる。

1. 2. 3 創意工夫の発揮の可能性

業務を実施するに当たっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(1) 業務全般に対する提案

民間事業者は、様式第5により業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む。）がある場合は、様式第6・7に具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

1. 2. 4 委託費の支払方法

防衛省は、業務について監督及び検査を行い、企画書の提案事項実施状況及び確保すべき水準を確認した上で、委託費を支払う。

委託費の支払に当たっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、防衛省との間であらかじめ定める書面により、当該月分の支払請求を行い、防衛省は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。ただし、監督及び検査の結果、防衛省が企画書の提案事項又は確保すべき水準を満たしていないと判断した場合は、この限りではない。この場合において、防衛省は再度業務を行うよう指示を行うとともに、是正・改善を要求し、民間事業者は要因分析を行い、速やかに業務改善計画を防衛省へ提出し、承諾を得た上で業務を再度実施すること。

なお、業務の再実施により企画書の提案事項及び確保すべき水準の確認ができない限り対価の支払は行わないものとする。

1. 2. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

業務を実施するに当たり、必要な消耗品や付属品の負担区分は、仕様書によるものとする。

(2) 光熱水料

防衛省は、民間事業者が業務を実施するために必要な電気・水・ガスを無償で提供する。

(3) 電話回線等

施業務を実施するに当たり、外部との電話回線及びインターネットが必要である場合は、施設管理担当者と調整の上、防衛省の規則に基づく申請等を行うこと。また、当該回線の使用料については、民間事業者が負担するものとする。

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、防衛省が負担し、それ以外の法令変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

ア 本件事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法令変更又は税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設及び変更以外の税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

1. 2. 6 モニタリング方法

(1) 品質の維持

品質の維持に関するモニタリングは、報告書、目視、業務に従事する者へのヒアリング等に

より確認する。

(2) 環境への配慮

環境への配慮に関するモニタリングは、報告書等により確認する。

(3) 安全性の確保

安全性の確保に関するモニタリングは、報告書、目視、業務に従事する者へのヒアリング等により確認する。

(4) 個別業務の質の確保

上記1. 2. 2の各業務において確保すべき水準に記載した質の確保については、報告書、目視、業務に従事する者へのヒアリング等により確認する。

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

当該事業の委託期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間とする（上記に係る予算措置については、平成30年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算措置、予算示達がなされることを条件とする。）。

3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

(4) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供等」でA又はB等級に格付けされている者であること。

(5) 防衛省から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(6) 企画書（4.（2）ウに規定する企画書をいう。）に示した業務内容を契約期間終了後までの間、確実に実行し完了することができることを約した業務確認書を提出した者であること。

(7) 必要な資格等

ア 業務の実施に当たり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者であること。

なお、資格等の詳細は仕様書による。

イ 業務に従事する者については、日本国籍を有していること。

(8) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(10) 入札参加グループによる入札について

ア 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを

結成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。

なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、又は単独で入札に参加することはできないものとする。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合には、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

ウ 入札参加グループで入札に参加する場合には、代表企業及びグループ企業は以下の要件を満たさなければならない。

（ア）代表企業

上記（1）から（6）まで、（8）及び（9）の全ての要件

（イ）グループ企業

平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、上記（1）から（3）まで、（5）、（8）及び（9）の全ての要件

（ウ）その他

上記（7）については、当該業務を担当する者が要件を満たしていれば良い。

4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号）

（1）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

| 手続 | スケジュール |
|-------------|--------------|
| 公告 | 平成29年10月上旬頃 |
| 入札説明会・現場説明会 | 平成29年10月中旬頃 |
| 現場見学会 | 平成29年10月下旬以降 |
| 入札等に関する質疑応答 | 平成29年10月下旬以降 |
| 入札書類の提出期限 | 平成29年11月中旬頃 |
| 入札書類の評価 | 平成30年1月頃 |
| 開札・落札予定者の決定 | 平成30年1月中旬頃 |
| 契約の締結 | 平成30年4月1日 |

（2）入札の実施手続

ア 入札の実施方法

本件は、府省共通の電子調達システム（政府電子調達（GEP S））により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたいものは紙により実施するものとする。

イ 入札説明後の質問受付

入札公告以降、防衛省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明後に防衛省に対して質問を行うことができる。質問は原則と

して電子メールにより行い、質問内容及び防衛省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると防衛省が判断した場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮することができる。

ウ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための業務実施の具体的方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）及び上記3.（6）に示す業務確認書を提出すること。

なお、上記の入札金額には、業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとし、当該入札書には、必ず封筒に入れて封緘し、公告番号、入札者の氏名等を表記すること。また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。

エ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、5.（1）で示す総合評価を受けるために次の事項を記載すること。

なお、下記の（カ）における提案については、法令に反しない範囲のものとする。また、提案に当たり入札参加者は、企画書提出期限前に防衛省に対し質問を行うことができ、防衛省は入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

（ア）企業の代表責任者及び業務担当者（様式第1）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び業務担当者

（イ）必要とされる資格を証明する書類の写し（様式第1に添付のこと）

（ウ）業務実績（様式第2）

1. で示す業務ごとに過去3年間の実績

（エ）業務実施の考え方（様式第3）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント

（オ）業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法（様式第4）

1. で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法を示す（業務ごとに担当企業が異なる場合には、業務ごとに作成のこと。その際、平成30年4月1日から業務を行うことが可能である業務従事予定者（仕様書3. 業務体制等における業務責任者、副業務責任者及び業務担当者1）の名簿及び保有資格一覧表を添付すること。）。

（カ）業務に対する提案事項（様式第5、様式第6及び様式第7）

a 業務の質の確保に関する提案

b 従来の実施方法（6. で開示された既存の仕様書等に示された内容）に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費削減効果（あるいはその両方）を具体的に示す。

（キ）緊急時の体制及び対応方法（様式第8）

緊急時（業務の実施に当たり想定していたおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

(ク) 女性の活躍推進

評価の対象となる女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を提出すること。

(3) 開札に当たっての留意事項

- ア 開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札及び開札手続を実施している間は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者は再度の入札の締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、入札参加者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。
- カ 上記オの当初入札又は再度入札（入札執行回数は、原則2回）の結果、落札者がいない場合は、再度入札公告を行う。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。

なお、評価の基準及び企画書等の評価は、契約の透明性の確保及び適正化を図るため防衛省に設置した委員会等において行うものとし、当該評価の客観性を確保するために部外有識者の意見を聴くものとする。

(1) 落札者の決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、業務の目的及び趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

なお、評価項目におけるそれぞれの配点については、別紙第4による。

- ア 必須項目審査（250点）

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全てを満たした場合は基礎点（250点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

(ア) 実施体制

- a 業務の水準が維持される体制であること。
- b 提案された内容が実現可能な体制であること。
- c 入札参加グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

(イ) 業務に対する認識

業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

(ウ) 現行基準レベルの質の確保の実態

業務の提案内容は、要求水準が確保されるものになっているか。

イ 加点項目審査（最大250点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法及び仕様書と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点する。

(ア) 業務の質についての提案内容（110点）

質の維持及び向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

(イ) 改善提案内容（30点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

(ウ) 緊急時への対応についての考え方及び体制（100点）

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、緊急時等に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制や訓練等による現実的な対策が提案されているか。

(エ) 女性の活躍推進（10点）

評価の対象となる女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定等（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を有しているか。

(2) 落札者の決定に当たっての評価方法

ア 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点（250点）と加点項目審査で得られた加算点（250点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

総合評価点 = (基礎点(250点) + 加算項目審査による加算点(250点)) ÷ 入札価格

イ 留意事項

(ア) 当該落札予定者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められた場合には、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札予定者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が該当金額で了解しているか否か等）
- b 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- c 当該契約期間中における他の契約請負状況
- d 手持機械その他固定資産の状況
- e 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- f 経営状況
- g 信用状況

(イ) 落札予定者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札参加者に直ちにくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。また、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるとき又は直接くじを引くことができないときは、これに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き落札予定者を決定するものとする。

(ウ) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、防衛省は入札によらない方法により当該業務を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

(4) 入札の無効

入札後契約を締結するまでの間に、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者のした入札は無効とする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施に関する情報は、別紙第5のとおり。

7. 民間事業者に使用させることができる防衛省の施設及び設備等（法第14条第2項第7号）

(1) 使用施設

市ヶ谷地区において業務を実施するために使用可能な施設については、仕様書に示した施設、別紙第5付紙第2に示したとおりとする。

(2) 事務スペース等の借受

民間事業者は、業務及び同業務の実施に付随する業務を遂行するため、別紙第5付紙第2に示す使用可能施設を事務スペース等として、無償で借り受けることができる。

(3) 使用設備等

ア 使用可能な設備等については、仕様書に示したもの、別紙第5付紙第3のとおりとする。

イ 民間事業者は、仕様書に示されている場合、又は必要な場合は、施設管理担当者と協議の上、必要最小限の機器及び設備等を持ち込むことができる。

ウ 前記イにより民間事業者が持ち込んだ機器及び設備等については、市ヶ谷地区における業務及び防衛省が実施する他の業務に支障を来すことのないよう、適切な管理を行うこと。

エ 機器及び設備等の持込みに伴う付帯工事等の措置等が必要な場合は、防衛省と協議の上、実施することができる。

なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、防衛省の承認を受けなければならない。

(4) 使用目的の制限

上記(1)から(3)までに示す施設等については、市ヶ谷地区における業務及び同業務の実施に付随する業務以外の目的に使用してはならない。

(5) 施設及び設備等の使用に係る経費

ア 民間事業者が業務を実施するために必要な市ヶ谷地区の施設及び設備等については、防衛省と協議を行い、承認を受けた上で、無償で使用することができる。

なお、使用する施設及び設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとし、使用に当たり必要とする経費は民間事業者の負担とする。

イ 民間事業者が、防衛省に設備等を設置する経費及び設備等から生じる経費は民間事業者の負担とする。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

ア 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、業務を行うに当たり、防衛省が指定する期日までに年度ごとの業務計画書を作成し、防衛省に提出すること。

イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を業務報告書として作成し、業務終了後速やかに防衛省へ提出すること。

ウ 国等の監督及び検査体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の監督及び検査体制は以下のとおりとする。

(ア) 施設管理責任者

大臣官房会計課長

(イ) 支出負担行為担当官

大臣官房会計課会計管理官

(ウ) 支出負担行為担当官補助者（施設管理担当者）

大臣官房会計課庁舎管理室警備班長

大臣官房会計課庁舎管理室警備第1係長

大臣官房会計課庁舎管理室警備第2係長

大臣官房会計課庁舎管理室施設管理班長

大臣官房会計課庁舎管理室施設管理係長

大臣官房会計課庁舎管理室電気設備係長

大臣官房会計課庁舎管理室機械設備係長

大臣官房会計課庁舎管理室給排水設備係長

大臣官房会計課庁舎管理室営繕係長

大臣官房会計課管理班物品管理係長

(2) 防衛省による調査への協力

防衛省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする防衛省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

防衛省は、次に掲げる事態が発生した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

ア 業務の不備により、職員等からの苦情が寄せられた場合

イ 業務の不備による設備の停止

ウ 業務の不備による利用者とのトラブルの発生等

また、業務の監督及び検査において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合及び業

務改善計画の遂行が確認できない場合は、その場で指示を行うことができる。

なお、民間事業者が指示に従わない場合は、下記（５）ス（ウ）に該当するものとみなし、契約を解除することができるものとする。

（４）秘密の保持

民間事業者は、業務に関して防衛省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定による罰則が適用される。

（５）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

（ア）民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に業務を開始しなければならない。その際、業務開始3週間前までに業務従事者名簿（４．（２）エ（オ）で提出した業務責任者等予定者名簿を含める）を施設管理担当者に提出し承認を得ること。業務責任者等は原則として４．（２）エ（オ）で提出した予定者名簿に記載されている者が実施しなければならない。ただし、やむを得ず変更しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

（イ）民間事業者は、やむを得ない事由により、業務を中止しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

（ア）民間事業者は、業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

（イ）民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、業務において、金品等を受け取り又は与えてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び業務に従事する者は、業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。また、業務の実施の事実をもって、第三者に誤解を与えるような行為をしてはならない。

オ 法令の遵守

民間事業者は、業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

カ 安全衛生

民間事業者は、業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

キ 記録、帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業が終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ク 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 権利義務の帰属等

(ア) 業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において必要な措置を講じなければならない。

(イ) 民間事業者は、業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

コ 民間事業者は、業務の対象施設において、防衛省の許可を得ることなく自ら行う事業又は防衛省以外の者との契約（防衛省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は防衛省以外の者との契約（業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所及び名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で防衛省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記（イ）及び（ウ）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を提出させることとする。

(オ) 再委託先は、上記（4）の秘密の保持及び（5）イからサまでに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ス 契約解除

防衛省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

(イ) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用される法第10条の規定（ただし第11号を除く。）により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

(ウ) 本契約に従って業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

- (エ) 上記(ウ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (オ) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (キ) 民間事業者又はその他の業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (ク) 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

セ 契約解除時の取扱い

- (ア) 上記スに該当し、契約を解除した場合には、防衛省は民間事業者に対し、当該解除の日までに業務を本契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- (イ) この場合、民間事業者は、契約金額（本契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。契約の一部解除の場合には、当該一部解除の部分に相当する金額）の100分の10に相当する金額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。
- (ウ) 防衛省は、民間業者が上記(イ)の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) 防衛省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、防衛省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

ソ 一般的損害

業務を行うにつき生じた損害については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、防衛省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、防衛省が負担する。

タ 業務途中における入札参加グループからの脱退

民間事業者が、入札参加グループによる場合、代表企業及びグループ企業（以下「参加企業」という。）は、業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。ただし、代表企業と防衛省で協議を行い、防衛省の承諾を得た場合を除く。

チ 業務途中における参加企業の脱退、破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において脱退、破産又は解散した場合においては、防衛省の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び防衛省の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業

を加えた参加企業が共同連帯して脱退、破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

ツ 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

(ア) 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は防衛省の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。

a 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

b 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（下記cにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d この契約に関し、民間事業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(イ) 民間事業者は、上記（ア）の規定による金額を防衛省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

テ 委託内容の変更

防衛省及び民間事業者は、業務の質の向上の推進その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ト 実施期間中に設備が更新される際は、防衛省は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

ナ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、防衛省及び民間事業者が協議するものとする。

9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の業務に従事する者が、故意又は過失により、業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 防衛省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、防衛省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存する場合は、防衛省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は防衛省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、防衛省に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として防衛省に支払わなければならない。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成32年3月時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法等

防衛省は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目及び方法

1. 2において設定した事項

(4) 実施状況等の提出

防衛省は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた当該業務の実施状況等について、上記(1)の評価を行うために平成32年5月を目処に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 監理委員会への報告等

防衛省は、法第26条及び第27条の規定に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ通知することとする。

(2) 防衛省の監督及び検査体制

本契約に係る監督及び検査は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務等

ア 民間事業者の責務等

業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法第54条の規定により、業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

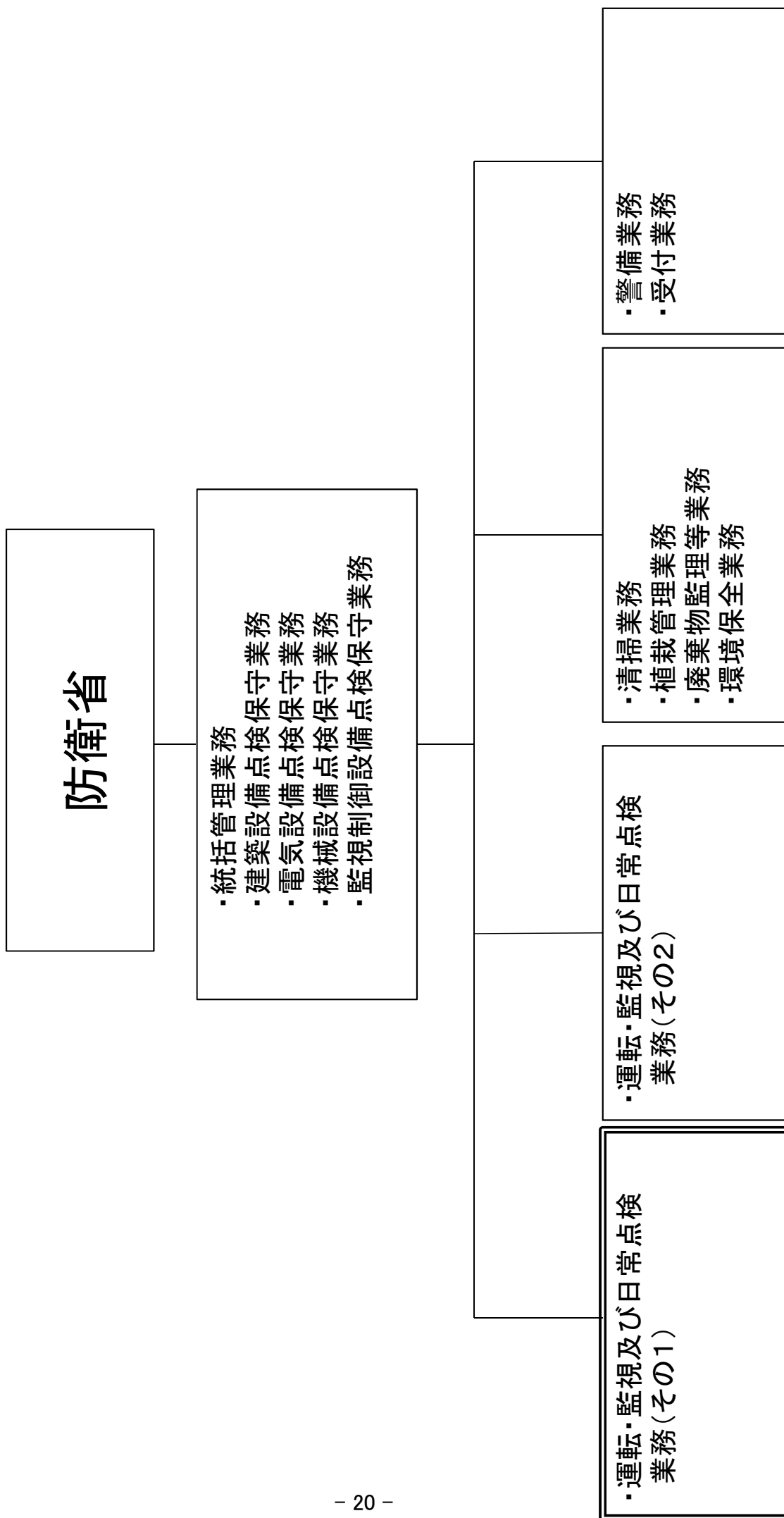
エ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条に規定する違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

オ 会計検査について

(ア) 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条の規定による実地の検査に応じなければならない。

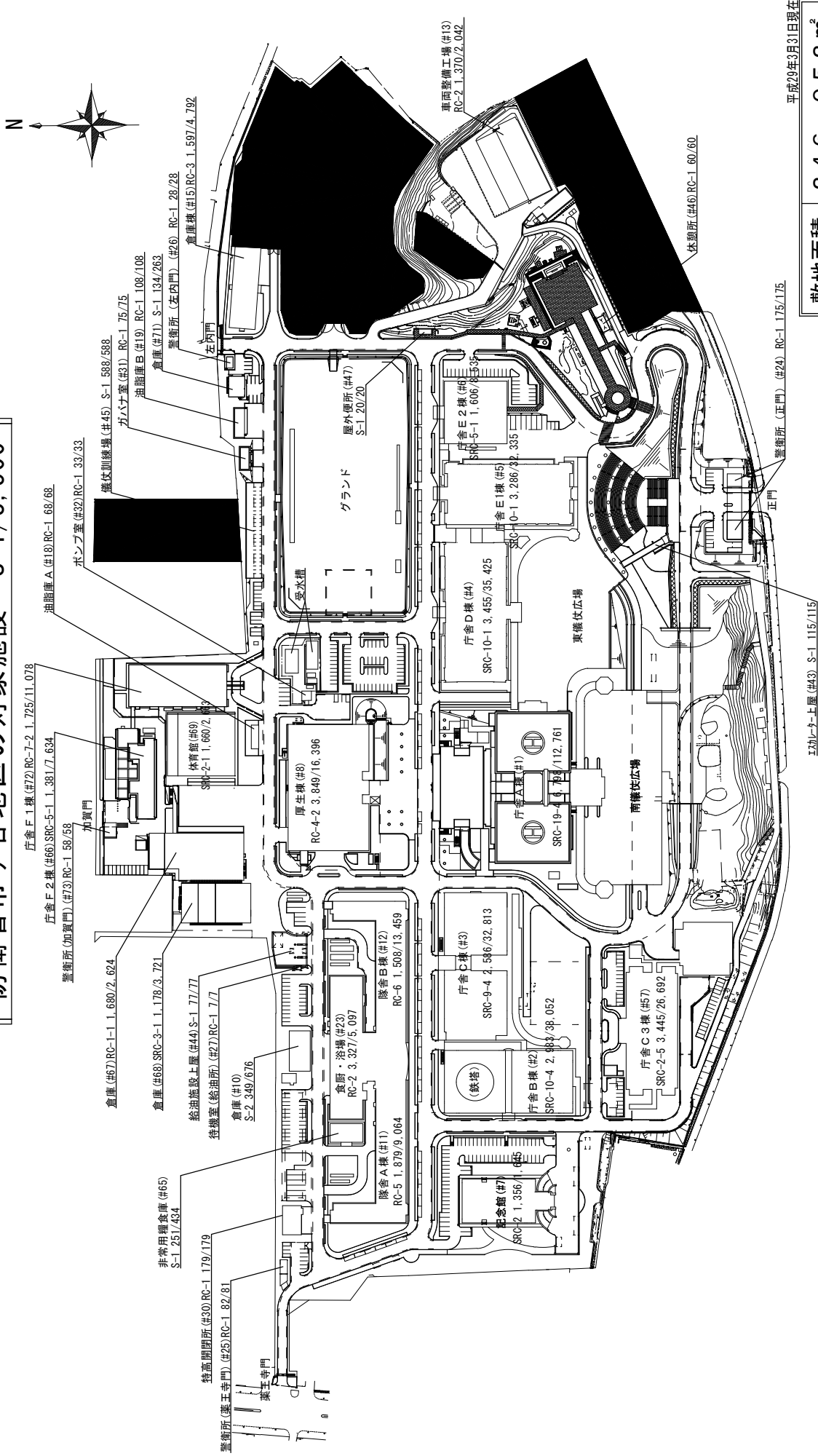
(イ) 民間事業者は、上記（ア）について、誠意をもって適切に対応すること。

防衛省市ヶ谷地区施設管理業務全体構成図



：当該事業

防衛省市ヶ谷地区の対象施設 S=1/3,500



平成29年3月31日現在

| | |
|------|----------|
| 敷地面積 | 246,052㎡ |
| 建面積 | 51,727㎡ |
| 延べ面積 | 373,814㎡ |

※表示されていない建物も含む

- 凡例：
- 1 庁舎A棟(#1)、SRC-19-4、6、788/112、761は、建物名称(建物番号)、主要構造部-地上階数-地下階数、建面積(㎡)/延べ面積(㎡)を示す。
 - 2 の区域は除く。

対象建物の一覧

| 建物名称 | 規 模 | 建 設 年 月 日 | 建築面積 (㎡) | 延べ面積 (㎡) |
|-----------|----------|--------------|-------------|-------------|
| 庁舎A棟 | S19B4F | H11.6.1 | 6,798 | 112,761 |
| 庁舎B棟 | S10B4F | H8.9.30 | 2,983 | 38,052 |
| 庁舎C棟 | SRC9B4F | H8.9.30 | 2,586 | 32,813 |
| 庁舎D棟 | SRC10B1F | H11.12.17 | 3,455 | 35,425 |
| 庁舎E1棟 | SRC10B1F | H11.12.17 | 3,286 | 32,335 |
| 庁舎E2棟 | SRC5B1F | H12.3.27 | 1,606 | 8,535 |
| 記念館 | SRC2 | H10.10.2 | 1,356 | 1,645 |
| 厚生棟 | RC4B2F | H9.2.10 | 3,849 | 16,396 |
| 倉庫 | S2 | S63.11.7 | 349 | 676 |
| 隊舎A棟 | RC5 | H9.3.14 | 1,879 | 9,064 |
| 隊舎B棟 | RC6 | H11.10.27 | 1,508 | 13,459 |
| 車両整備工場 | RC2 | S60.3.4 | 1,370 | 2,042 |
| 倉庫棟 | RC3 | S38.5.20 | 1,597 | 4,792 |
| 油脂庫A | RC1 | H12.4.25 | 68 | 68 |
| 油脂庫B | RC1 | H12.4.25 | 108 | 108 |
| 食厨・浴場 | RC2 | H11.10.27 | 3,327 | 5,097 |
| 警衛所(正門) | RC1 | H11.11.19 | 175 | 175 |
| 警衛所(薬王寺門) | RC1 | H9.3.31 | 82 | 81 |
| 警衛所(左内門) | RC1 | H12.4.25 | 28 | 28 |
| 待機室(給油施設) | RC1 | H12.9.27 | 7 | 7 |
| 渡廊下(庁舎A) | RC1 | H11.6.1 | 556 | 556 |
| 回廊(庁舎D) | RC1 | H11.12.17 | 627 | 627 |
| 特高開閉所 | RC1 | H7.12.27 | 179 | 179 |
| ガバナ室 | RC1 | H8.2.29 | 75 | 75 |
| ポンプ室 | RC1 | H9.3.31 | 33 | 33 |
| エスカレーター上屋 | S1 | H12.4.25 | 115 | 115 |
| 給油施設上屋 | S1 | H12.9.27 | 77 | 77 |
| 儀仗訓練場 | S1 | H13.3.30 | 588 | 588 |
| 休憩所 | RC1 | H14.9.27 | 60 | 60 |
| 屋外便所 | S1 | H15.9.18 | 20 | 20 |
| 庁舎C3棟 | SRC2B5F | H19.12.28 | 3,445 | 26,692 |
| 連絡通路 | RC | H19.12.28 | 54 | 1,135 |
| 非常用糧食庫 | S1 | H23.3.30 | 251 | 434 |
| 倉庫 | S1 | H23.12.16 | 134 | 263 |
| 庁舎F2棟 | SRC5B1F | H23.3.31 | 1,381 | 7,634 |
| 67号倉庫 | RC1B1F | H23.3.31 | 1,680 | 2,624 |
| 68号倉庫 | SRC3B1F | H23.3.31 | 1,178 | 3,721 |
| 庁舎F1棟 | RC7B2F | H28.6.30 | 1,724 | 11,078 |
| 警衛所(加賀門) | RC1 | H28.6.30 | 58 | 58 |
| 体育館 | SRC2B1F | H23.3.31 | 1,660 | 2,663 |

評 価 表

| 実施要項区分 | 業務区分 実施要領区分 | 項番 | 評価項目・評価の視点 | 得点配分 | | 得点 |
|---------------------------|---------------------|--|---|------|------|----|
| | | | | 基礎点 | 加算点 | |
| ① 必須項目審査 | 業務共通 | | | | | |
| | 1) 実施体制 | 1 | 各業務の業務水準が維持される体制であるか(グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)(様式第1、4) | 0/50 | - | |
| | | 2 | 提案された内容が実現可能な体制であるか(様式第1、4) | 0/50 | - | |
| | 2) 業務に対する認識 | 3 | 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか(様式第4) | 0/50 | - | |
| | | 4 | 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか(様式第3) | 0/50 | - | |
| 3) 現行基準レベルの質の確保の実態 | 5 | 各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか(様式第3、5) | 0/50 | - | | |
| ② 加点項目審査 | 施設管理業務全般に係る業務に関する提案 | | | | | |
| | 1) 業務の質についての提案内容 | 6 | 本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか(方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)(様式第2、5) | - | 0~30 | |
| | | 7 | 業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(様式第3、5) | - | 0~20 | |
| | | 8 | 施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか(様式第3、5) | - | 0~20 | |
| | 運転・監視及び日常点検等業務 | | | | | |
| | 1) 業務の質についての提案内容 | 9 | 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか(様式第2、5) | - | 0~20 | |
| | | 10 | 施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか(様式第5) | - | 0~20 | |
| | 2) 改善提案内容 | 11 | 改善提案の内容は、質の向上が図られているか(様式第6、7) | - | 0~20 | |
| | | 12 | 業務コスト等削減のための方策が提案されているか(様式第6、7) | - | 0~10 | |
| | 緊急時及び非常時対応 | | | | | |
| | 3) 緊急時への対応についての提案内容 | 17 | 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか(様式第8) | - | 0~30 | |
| | | 18 | 各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか(様式第8) | - | 0~20 | |
| 19 | | 緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか(様式第8) | - | 0~20 | | |
| 20 | | トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか(様式第8) | - | 0~30 | | |
| 女性の活躍推進 | | | | | | |
| 1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | 21 | 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代法に基づく認定(くるみん、プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)のいずれかを有しているか。 | - | 0~10 | | |
| 合計得点 | | | | 250 | 250 | |

従来の実施状況に関する情報の開示

| 1. 従来の実施に要した経費 | | | (単位:千円) | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|--------|---------|---------|---------|---------|-----|--------|--------|--------|--------|----------------------------|----|----|----|----|
| | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | | | | | | | | |
| | 人件費 | 常勤職員 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 非常勤職員 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 物件費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託費 | | 361,850 | 339,747 | 340,390 | 378,432 | | | | | | | | | | |
| 計(a) | | | 361,850 | 339,747 | 340,390 | 378,432 | | | | | | | | | | |
| 参考値 (b) | 減価償却費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 退職給付費用 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 間接部門費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (a)+(b) | | | 361,850 | 339,747 | 340,390 | 378,432 | | | | | | | | | | |
| (注記事項) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1. 委託費のうち、平成26年度から平成28年度は、法に基づき、対象業務を平成26年度から平成28年度の3年間分を包括的に委託することとして、民間競争入札を行ったもの及び当該業務開始以後に設置された設備の点検保守について、別途一般競争入札を実施し委託を行ったものである。</p> <p>平成29年度は、法に基づき、対象業務を平成29年度の1年間分を委託することとして、民間競争入札を行ったものである。</p> <p>2. 平成26年度から平成29年度までは「運転・監視及び日常点検」を一つの業務として実施。</p> <p>3. 委託費の内訳は付紙第1を参照。</p> <p>4. 新設建物等(5棟)[※]及び付帯設備は平成29年度より実施。</p> <p>※新設建物棟(5棟)の内訳:庁舎F1棟、庁舎F2棟、67号倉庫、68号倉庫、加賀門警衛所</p> <p>5. 市ヶ谷地区においては、現在空調設備等の更新・改修を実施・計画していることから、対象設備が変更になる可能性がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 従来の実施に要した人員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | | | | | | | | |
| 常勤職員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非常勤職員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (業務従事者に求められる知識・経験等) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)実施要項及び仕様書参照 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■業務従事者(常勤)の従来の実施に要した1日当たりの平均人員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・監視及び日常点検業務[※]</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】</p> <p>※ 当該人員については、平成26年度から平成29年度まで1つの業務として実施していた業務を、本業務に合わせて2分割した人員を示す。</p> | | | | | | | 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 運転・監視及び日常点検業務 [※] | 55 | 55 | 55 | 58 |
| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | | | | | | | | | | |
| 運転・監視及び日常点検業務 [※] | 55 | 55 | 55 | 58 | | | | | | | | | | | | |
| (業務の繁閑の状況) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)繁忙時期: 通年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注記事項) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3)対象業務については、民間競争入札(総合評価落札方式)で外部委託により実施している。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 従来の実施に要した施設及び設備

仕様書のとおり。

(注記事項)

1. 仕様書に記載された施設及び設備は無償で貸与する。
2. 業務を実施するため付紙第2及び付紙第3に示すスペース及び備品類を無償で貸与する。
※付紙第2及び付紙第3の内訳については、変更となる場合がある。
3. 仕様書において民間事業者が用意すると記載された設備等は防衛省の業務に支障を与えないものとする。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

防衛省市ヶ谷庁舎で実施した施設管理業務に係る目的の達成程度

- (1) 業務請負者の不備に起因した防衛省の行う業務の中断回数 0回
- (2) 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数 0回
- (3) 業務請負者の不備に起因した人身事故及び物損事故の回数 0回
(病院で治療を要する重大なもの)
- (4) 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の回数 0回

5. 従来の実施方法

従来の実施方法

以下を除き、民間事業者が実施している。

対象業務全ての監督

従来の実施に要した経費(委託費)内訳

1. 市ヶ谷地区施設管理業務民間競争入札分

(単位：千円)

| 件名 | 平成26年度 契約実績 | 平成27年度 契約実績 | 平成28年度 契約実績 | 3年合計 | 平成29年度 契約実績 | 備考 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|-----------|----------------|---|
| 運転・監視及び 日常点検等業務 | 335,047 | 314,581 | 315,176 | 964,803 | 350,400 | 平成26年度から平成 29年度までは1つの業 務として実施していた ため、契約実績を本業 務に合わせて按分算出 による。 |
| 合計 | 335,047 | 314,581 | 315,176 | 964,803 | 350,400 | |
| 合計(税込) | 361,850 | 339,747 | 340,390 | 1,041,987 | 378,432 | |

2. 上記以外の該当業務

(単位：千円)

| 件名 | 平成26年度 契約実績 | 平成27年度 契約実績 | 平成28年度 契約実績 | 3年合計 | 平成29年度 契約実績 | 備考 |
|--------|----------------|----------------|----------------|------|----------------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計(税込) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

使用可能な施設の内訳

| 建物名 | 場所 | 面積 | 備考 |
|-------|------------|------|--|
| 庁舎D棟 | 2F 防災センター | 81㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 |
| 庁舎D棟 | 2F 応急連絡受付室 | 16㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 |
| 庁舎D棟 | 1F 仮眠室 | 36㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 |
| 庁舎E1棟 | 1F 防災監視室 | 33㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 機械設備点検保守業務 |
| 庁舎E2棟 | B1F 監視室 | 16㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 電気設備点検保守業務 |
| 厚生棟 | B1F 中央監視室 | 144㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 |
| 厚生棟 | B2F コジエネ室 | 17㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 |
| 厚生棟 | B2F ボイラー室 | 4㎡ | 運転・監視及び日常点検等業務 |
| 10号倉庫 | 2F 役員控室 | 338㎡ | 統括管理業務ほか (廊下、1・2F便所含む。) ※別途契約の「統括管理業務・各種設備点検保守業務」、「運転・監視等業務(その2)」、「清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務」及び「警備・受付業務」と共同使用 |

※上記内容については、平成29年6月末現在のものであり、今後変更となる場合がある。

使用可能な備品等の内訳

| 建物名 | 場所 | 備品等名 | 数量 | 備考 |
|-------|---------------|------------------------|------------|----|
| 庁舎D棟 | 2F 防災センター | 書庫(横3段縦開) | 2 | |
| | | 地図保管庫(3段15棚) | 1 | |
| | | 無線機 | 1 | |
| | | 管制器 | 1 | |
| | | 災害救助工具セット (BCP関連資材) | 2 | |
| | | ヘルメット(BCP関連資材) | 8 | |
| | | 脚立(BCP関連資材) | 1 | |
| 庁舎D棟 | 2F 仮眠室 | ベッド・枕・マット | 各4 | |
| | | 毛布 | 24 | |
| | | 更衣ロッカー(5連) | 3 | |
| 庁舎E1棟 | 1F 防災管理室 | いす(監視機器等用) | 1 | |
| 庁舎E2棟 | B1F 無人監視室 | いす(監視機器等用) | 1 | |
| 厚生棟 | B1F 中央監視室 | いす(監視機器等用) | 7 | |
| | | 地図保管庫(3段15棚) | 1 | |
| | | パイプいす | 4 | |
| | | 無線機 | 1 | |
| | | 管制器 | 1 | |
| | | B2F 熱源監視室 | いす(監視機器等用) | |
| | 三菱エアコン(監視室屋上) | 1 | | |
| | 無線機 | 1 | | |
| | 管制器 | 1 | | |
| | B2F ボイラー監視室 | 電子ハカリ(HW-100KGL) | 1 | |
| | 10号倉庫 | 2F 役務員控室 | 無線機 | 1 |
| 管制器 | | | 1 | |

※上記内容については、平成29年6月末現在のものであり、今後変更となる場合がある。

施設管理業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、グループ構成企業名を全て記載した上で、代表企業名を明記する。また、グループ構成企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担当者を記載する。その際には、グループ構成企業間の連絡体制が把握できるようにすること。

3. 本業務実施の考え方

■本実施要項(1.)で示す業務ごとに年次計画を記載すること(引継ぎ期間を含む。)。本業務を確実かつ安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要領(1.)で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載し、必要とされる法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。なお、運転・監視及び日常点検業務の提案書を作成することができる。

1. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

| | | | |
|---|--------------|--------------|-------------------|
| 6. 従来の実施方法に対する改善提案(総括表) | | | |
| <p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記の改善提案のない業務項目については、防衛省が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p> | | | |
| (1) 運転・監視及び日常点検業務 | | 提案の有無 | 有 無 |
| 業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記 | 提案の概略 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 提案の有無 | | 有 無 |
| 業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記 | 提案の概略 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案(各業務)

■提案を行う各業務の1項目につき、具体的かつ簡潔に記載すること。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の具体的な内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時(施設管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

防衛省市ヶ谷地区施設管理業務
(運転・監視及び日常点検等業務 (その1))
仕 様 書

〈防衛省市ヶ谷地区施設管理業務・業務分類〉
(運転・監視及び日常点検等業務 (その1))

1. 運転・監視及び日常点検等業務 (その1)

1 . 運 転 ・ 監 視 及 び 運 転 監 視 等 業 務 (そ の 1)

運転・監視及び日常点検等業務（その1）仕様書

本仕様書は、運転・監視及び日常点検等業務（その1）について定めたものである。

【業務範囲】

- (1) 防衛省市ヶ谷庁舎に設置されている建築、電気設備、機械設備、監視制御設備、搬送設備等の日常的に行う点検・保守及び定期又は臨時に巡回して行う点検・保守（巡視）業務
- (2) 中央監視制御設備、厚生棟自家発電設備、ボイラー設備及び庁舎D棟サブ監視設備の運転・監視業務
- (3) 厚生棟・庁舎D棟防災監視設備の監視業務
- (4) 防衛省市ヶ谷庁舎各指定施設の鍵管理及び庁舎D棟の鍵管理システム監視設備の監視業務
- (5) 防衛省市ヶ谷庁舎内の消火・防災活動
- (6) 執務環境測定業務
- (7) 防衛省市ヶ谷庁舎内給油所における給油業務
- (8) 防衛省市ヶ谷庁舎各施設の不具合に対する応急対応業務
- (9) 機械設備維持管理業務の補助業務
- (10) 上記業務に使用する物品の在庫管理（官給品含む）
- (11) 災害時（突発停電時含む）の対応
- (12) 業務対象施設等

ア 主な業務対象建物等

| 建物等 | 構造 | 延べ面積(m ²) | 備考 |
|-------------------|-------------------------|-----------------------|-----------|
| 庁舎A棟 | S-19F (B-4F) 一部SRC | 112,761 | 消火・防火活動のみ |
| 庁舎B棟 | S-10F (B-4F) 一部SRC | 38,052 | 消火・防火活動のみ |
| 庁舎C棟 | S-8F (B-3F) 一部SRC | 32,812 | 消火・防火活動のみ |
| 庁舎C3棟 | SRC-2F (B-5F) | 26,691 | 消火・防火活動のみ |
| 庁舎D棟 | S-10F (B-1F) 一部SRC | 35,425 | |
| 庁舎E1棟 | S-10F (B-1F) 一部SRC | 32,334 | |
| 庁舎E2棟 | S-5F (B-1F) 一部SRC | 8,535 | |
| 庁舎F1棟 | RC-7F (B-1F) | 11,077 | 消火・防火活動のみ |
| 庁舎F2棟 | SRC-5F (B-1F) | 7,634 | 消火・防火活動のみ |
| 厚生棟 | RC-4F (B-2F) 一部SRC | 16,365 | |
| 隊舎棟 | RC-6F (隊舎A・B・ 食厨・浴場) | 27,620 | |
| 記念館 | RC-2F | 1,644 | 消火・防火活動のみ |
| ポンプ室 | RC-1F | 33 | |
| 15号館 | RC-3F | 4,791 | |
| 特高開閉所 | RC-1F | 178 | |
| 燃料施設 (厚生棟南側) | | 8 | |
| 燃料施設 (庁舎C1棟南側) | | 103 | 消火・防火活動のみ |
| 燃料施設 (庁舎C2棟南側) | | 162 | 消火・防火活動のみ |
| 共同溝 | SRC-BF | 2,072 | |

| | | | |
|----------------|---------------------|--------|-----------|
| メモリアルゾーン | | | |
| 屋外便所 | S | 19 | |
| 構内配電線路等・ 外灯 | | | |
| 給油所 | S (キャノピー) | 77 | |
| 67号倉庫 | S-1F (B-1F) 一部RC | 2, 623 | 消火・防火活動のみ |
| 68号倉庫 | RC-3F (B-1F) | 3, 721 | 消火・防火活動のみ |
| 正門警衛所 | RC-1 | 175 | 消火・防火活動のみ |
| 薬王寺門警衛所 | RC-1 | 81 | |
| 左内門警衛所 | RC-1 | 30 | |
| 加賀門警衛所 | RC-1 | 58 | 消火・防火活動のみ |
| ガバナ室 | RC-1 | 75 | |
| エスカレーター | | 1箇所 | |
| 屋外受水槽 | FRP製 | 2基 | 350t×2基 |

※消火・防災活動等は、建物を含む防衛省市ヶ谷庁舎敷地内すべてとする。

イ 業務対象設備等

業務対象設備等の詳細は、別紙による。

【一般事項】

1. 共通事項

(1) 運転・監視及び日常点検等業務は、本仕様書によるほか、次に基づき実施する。

ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）

イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」（以下「手引き」という。）

ウ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書・同積算基準の解説（最新版）」

エ 防衛省市ヶ谷庁舎業務継続計画（最新版）

オ 防衛省市ヶ谷庁舎の消防計画（最新版）

カ 防衛省市ヶ谷庁舎防災応急対策計画（最新版）

キ 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務「統括管理業務・各設備点検保守業務」実施要項及び仕様書

ク 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務「運転・監視及び日常点検等業務（その1）」実施要項及び仕様書

ケ 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務「運転・監視及び日常点検等業務（その2）」実施要項及び仕様書

コ 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務「清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務」実施要項及び仕様書

サ 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務「警備・受付業務」実施要項及び仕様書

(2) 用語の定義

「共通仕様書 第1編 第1章 第1節 1. 2. 2用語の定義」によるほか、次による。

ア 施設管理担当者とは、「実施要項8. (1)ウ(ウ)」に記載している支出負担行為担当官補助者をいう。

イ 統括管理業務とは、市ヶ谷地区に常勤し「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務」における全般統括業務をいう。

ウ 統括管理責任者等とは、統括管理業務を行う統括管理責任者及び副統括管理責任者のことをいう。

エ 総括管理業務とは、各業務従事者（入札参加グループで参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等並びに別途契約の「運転・監視及び日常点検等業務（その1）」、「運転・監視及び日常点検等業務（その2）」、「清掃・植栽管理・廃棄物監理等・環境保全業務」及び「警備・受付業務」との連携など施設管理業務を円滑に実施するための業務をいう。

オ 総括業務責任者とは、総括管理業務を実施するに当たり、施設管理に関する高度の知見を有する者を民間事業者が選出した者をいう。

カ 各施設管理業務とは、「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務」における各事業「統括管理・各設備点検保守業務」、「運転・監視及び日常点検等業務（その1）」、「運転監視及び日常点検等業務（その2）」、「清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務」及び「警備・受付業務」をいう。

キ 各業務責任者とは、各施設管理業務の総括業務責任者又は業務責任者をいう。

- ク 民間事業者とは、業務を実施する民間事業者をいう。
- ケ 入札参加グループとは、業務の実施に当たり複数の企業で構成されるグループをいう。
- コ 代表企業とは、入札参加グループを構成する場合の代表となる企業をいう。
- サ グループ企業とは、入札参加グループを構成する代表企業以外の企業をいう。
- シ 受注予定事業者とは、業務を新たに落札した民間事業者をいう。
- ス 現行の事業者とは、本業務の開始日までに本業務を行っている民間事業者をいう。
- セ 巡視とは、建築及び設備機器（消防用設備含む）の運転状態並びに施設設備の機能低下の状況について、日常又は定期的に現場において行う点検・保守をいう。
- ソ 点検とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常又は定期的に行うことをいう。
- タ 保守とは、点検の結果に基づき建築及び設備機器の機能の回復又は危険の防止のために行う清掃、調整、消耗部品の交換・補充、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- チ 運転・監視とは、設備機器の起動・停止の操作、設備運転状況の監視又は測定・記録、室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整、エネルギー使用の適正化を行うことをいう。
- ツ 監視とは、自動制御される設備機器の運転状況を監視又は測定・記録することをいう。
- テ サブ監視設備とは、電気設備、機械設備、搬送設備、管制設備のうち運転・監視業務が可能な設備機器をいう。
- ト 防災監視設備とは、消防用設備、放送設備、警報設備をいう。
- ナ 執務環境測定とは、施設管理担当者が指定した執務室等の空気環境測定及び照度測定をいう。
- ニ 協力体制とは、業務期間中、施設管理担当者が必要とする事項について、通常業務に支障のない範囲で対応することをいう。

- (3) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、防衛省の指定した担当者（以下「施設管理担当者」という。）の指示に従い、直ちに庁舎内で定められた関係規則の процедуруを行うとともに諸規定に従うものとし、業務に関係のない施設には立ち入ってはならない。
なお、立ち入るために許可手続が必要な施設もあることから発注後、速やかに関係書類について、総括管理責任者を通じて提出する。
- (4) 業務関係図書等の管理
 - ア 業務関係図書、民間事業者が作成した業務計画書、作業計画書、業務報告書及び本業務関係書類は、関係者以外に貸与、複写又は閲覧させてはならない。
 - イ 業務関係図書等を自ら使用するために複製する場合は、事前に総括管理責任者を通じて施設管理担当者に届け出る。
 - ウ 民間事業者は、防衛省の承認を得て業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請契約書において、業務関係図書等の適切な管理に関する規定を明確にしておく。
 - エ 業務関係図書等は、複製したものを含め業務終了後直ちに返却する。
- (5) ディーゼル車規制の遵守
 - ア 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させる。
 - イ 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示する。
- (6) 業務の実施において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成29年2月7日閣議決定）」に該当する場合、その基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従う。

2. 業務体制等

(1) 業務体制

民間事業者は、業務責任者及び業務担当者をもって業務体制を組むものとする。

なお、業務責任者及び業務担当者は各業務において、必要となる技能・実務経験等及び資格を有している場合は兼務を妨げないが各業務が円滑に実施できるよう留意する。

ア 業務責任者は、総括管理責任者の指揮監督のもと業務を行うこととし、業務を円滑に実施するため総括管理責任者との連絡調整を密に行う。

イ 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

ウ 業務責任者は、業務従事者名簿を作成し総括管理責任者に提出する。また、契約途中での変更の際は、その都度施設管理担当者に提出する。

エ 業務責任者は、副業務責任者を置くことができる。

オ 副業務責任者は、業務責任者の補助及び業務責任者不在時の業務責任者の代行を行う。

カ 業務担当者は、業務責任者の指揮により業務を実施する。

- (2) 本業務に従事する者に必要な資格及び経験年数等は次による。

| 区分 | 技能・実務経験等 | 必要な資格 | |
|-----------------------|---|--|--|
| 業務責任者 及び 副業務責任者 | 運転・監視及び日常的な点検保守を行う業務において高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者（建築保全業務積算基準（最新版）による保全技師補程度） | 建築物環境衛生管理技術者、東京都火災予防条例に基づく自衛消防技術認定証及び防災センター要員講習修了者 | |
| 業務担当者1 | 運転・監視及び日常的な点検保守を行う業務において、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者（建築保全業務積算基準（最新版）による保全技術員程度） | 中央監視制御設備運転・監視業務従事者のうち1名 | 電気主任技術者又は第1種電気工事士若しくは認定電気工事従事者 |
| | | ボイラー設備運転・監視業務従事者のうち1名 | 1級ボイラー技士及び危険物取扱者乙種第4類 |
| | | 各自家発電設備の運転・監視業務従事者のうちそれぞれ1名 | 危険物取扱者乙種第4類の資格を有し、且つ電気主任技術者又は第1種電気工事士若しくは認定電気工事従事者 |
| | | 各サブ監視設備の運転・監視業務従事者のうちそれぞれ1名 | 第1種電気工事士又は認定電気工事従事者若しくは第2種電気工事士 |
| 区分 | 技能・実務経験等 | 必要な資格 | |
| 業務担当者2 | 運転・監視及び日常的な点検保守を行う業務において、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者（建築保全業務積算基準（最新版）による保全技術員補程度） | 各サブ監視設備の運転・監視業務従事者のうちそれぞれ1名 | 第1種電気工事士又は認定電気工事従事者若しくは第2種電気工事士 |
| | | 防災監視設備の監視業務従事者全員 | 東京都火災予防条例に基づく自衛消防技術認定証を有し、且つ防災センター要員講習を修了した者 |
| | | 巡視業務及び応急対応業務従事者全員 | 第2種電気工事士 |
| | | 機械設備維持管理業務の補助業務従事者 | 2級ボイラー技士及び危険物取扱者乙種第4類 |
| | | 給油業務従事者 各防災監視設備の監視業務従事者のうちそれぞれ1名 | 危険物取扱者乙種第4類 第1種電気工事士又は認定電気工事従事者若しくは第2種電気工事士を有し、且つ普通救命講習を修了した者 |

(3) 民間事業者は、十分な安全衛生対策を行い、業務責任者、副業務責任者及び業務担当者に対しては機会あるごとに注意喚起させる。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じ、安全衛生管理を徹底させる。

なお、健康管理についても同様とする。

(4) 民間事業者は、業務責任者、副業務責任者及び業務担当者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にする。

(5) 民間事業者は業務従事者に異動、退職、長期休暇等により実施体制に欠員が生じる場合には、直ちに欠員補充し、業務に支障のないよう対応する。

(6) 勤務時間等

勤務時間は、原則として次のとおりとする。

ア 巡視、執務環境測定及び機械設備維持管理業務の補助業務は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く平日の0830～1730とする（ただし、火災及び防災予防上の巡視業務、緊急の場合は除く。）。

イ 給油業務は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く平日の0830～1200及び1300～1715とする（ただし、緊急の場合は除く。）。

ウ 運転・監視、監視及び応急対応業務は、業務期間中の終日とする。

エ 運転・監視業務等の人員配置表（巡視業務を除く。）

| 運転・監視等施設 | 建物名 【室名】 | 人員 | 備考 |
|---------------------|--|--------------------------------|------------------------|
| 中央監視制御設備 | 厚生棟 【中央監視室】 | 3名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 運転・監視 |
| 防災監視設備 | | | 監視 |
| ボイラー設備 自家発電設備 | | 2名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 運転・監視 |
| 防災監視設備 | 庁舎A棟 【防災センター】 | 3名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 別発注 |
| サブ監視設備 | | | |
| 鍵管理システム監視設備 | | | |
| 防災監視設備 | 庁舎B棟 (B1・B2棟地上部) 【防災センター】 | 2名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 別発注 |
| サブ監視設備 | | | |
| 防災監視設備 | 庁舎C棟 (C1・C2棟地上部及び BC棟地下部) 【サブ監視室】 | 2名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 別発注 |
| サブ監視設備 | | | |
| 自家発電設備 | | | |
| 防災監視設備 | 庁舎C3棟 【防災センター】 | 2名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 別発注 |
| サブ監視設備 | | | |
| 自家発電設備 | | | |
| 防災監視設備 | 庁舎D棟 【防災センター】 | 3名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 監視 |
| サブ監視設備 | | | 運転・監視 |
| 鍵管理システム監視設備 | | | 監視 |
| 防災監視設備 | 庁舎F2棟 【サブ監視室】 | 2名以上 (うち1名は業務担当者1 であること) | 別発注 |
| サブ監視設備 | | | |
| 自家発電設備 | | | |
| 給油設備 | 給油所 | 1名以上 | 給油 |
| 応急対応業務 | 庁舎D棟 【防災センター】 | 2名以上 | 対応 |
| 機械設備維持管理業務の補助 業務 | 各機械設備 | 1名 | 待機場所は 官側の指示 による。 |

オ 安全管理等の観点から巡視業務、執務環境測定及び応急対応業務は、複数人で実施する。ただし、施設管理担当者が1名で業務を行うことを認めた場合はこの限りではない。

※ 従来の業務（運転・監視及び監視業務、給油業務、巡視業務、執務環境測定業務、応急対応業務）の実施に要した人員は、61名程度である。

(7) 業務の兼務

本項各号に示す業務体制を確保したうえで、各業務の従事者が他の業務を兼務することを妨げない。ただし、事前に施設管理担当者の承認を得る。

3. 業務計画書

民間事業者は、業務計画書の作成に当たり、実施体制、緊急連絡体制（休日及び夜間を含む。）、全体工程（情報保全教育等含む）、災害発生時等における対応等を記載した防災マニュアル、業務責任者、副業務責任者及び業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめたうえで、業務開始前に総括管理責任者に提出する。

なお、防災マニュアルは適宜見直しを行い、改正した場合は、その都度総括管理責任者に提出する。

4. 作業計画書

民間事業者は、業務計画書に基づき、作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、副業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始月前に管総括理責任者に提出する。

5. 不具合等に対する措置

ア 業務を実施した際、異常・劣化及び損傷箇所等の不具合等を発見した場合は、直ちに総括管理責任者へ報告するとともに、軽微な調整、処置等で復旧可能であるものについては、とるべき必要な措置を講じ復旧させる。その際、実施した内容について、総括管理責任者へ報告する。

イ 軽微な調整、処置等で復旧が困難な不具合については、実施可能な範囲で応急措置及び不具合の原因調査を行う。その際、実施した応急措置の内容及び原因の調査結果について総括、管理責任者へ報告する。

6. 施設管理担当者の立会い

民間事業者は、業務の実施に当たり必要に応じて施設管理担当者の立会いを求めることができる。ただし、写真・記録等により確認できる場合は、この限りではない。

7. 清掃

作業を実施する際及び作業完了後は、機器本体並びに周辺の清掃を確実に実施する。

8. 喫煙

喫煙は、指定されたエリアを除き禁止する。

9. 廃棄物処理

施設管理業務の実施に伴い発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等関係法令に基づき、民間事業者の負担により庁舎外で適正に処理するとともにマニフェスト等を施設管理担当者に提出する。

10. 異常時の通報

業務期間中、不審物が置かれているなど明らかに通常と異なる状況を発見した場合は、不審物に触れることなく直ちに施設管理担当者又は近くに警備職員がいる場合は警備職員に通報する。

11. 業務の引継ぎ

(1) 本業務の受注予定者は、直ちに現受注者から本役務の履行に支障がないよう業務内容等の引き継ぎを受けなければならない。

(2) 現受注者は、受注予定者に対して本業務内容及び応急措置状況並びに以下の物品等について、施設管理担当者の確認を受けた上で、確実に引き継ぎを行わなければならない。

ア 庁舎D棟の鍵管理システム監視業務及び庁舎D棟防災センター、厚生棟中央監視室で保管している鍵
イ 国から支給された消耗品及び物品等

(3) 受注予定者及び現受注者は、引き継ぎを終えた場合は、引き継ぎ内容について施設管理担当者へ書面により報告しなければならない。

12. 協議

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに支出負担行為担当官等と協議する。

13. 業務報告書等

(1) 業務報告書の作成に当たり、書式は手引きによるが、手引きに書式のないものについては、現受注者が使用している書式を参考としたうえで、民間事業者が作成し、施設管理担当者の承認を得たものを使用する。また、業務報告書の記載に当たっては、出来るだけ具体的に記載するとともに、点検対象機器のメーカー名、型番、製造番号等を必ず記載する。

(2) 業務写真は、カラー（サービス版）でアルバムまたはファイルされたものとし、業務内容が明らかになるように撮影する。

(3) 業務報告書は、製本またはファイルして業務写真とともに提出する。

(4) 業務日誌の作成に当たり、中央監視制御設備、厚生棟自家発電設備、ボイラー設備及び庁舎D棟サブ監視設備の運転・監視、厚生棟・庁舎D棟防災監視設備、防衛省市ヶ谷庁舎各指定施設の鍵管理及び庁舎D棟の鍵管理システム監視設備の監視に関する記録、主要設備機器の巡視結果等について、出来るだけ具体

的に記載するとともに、点検対象機器のメーカー名、型番、製造番号等を必ず記載する。

なお、書式については、現受注者が使用している書式を参考としたうえで、民間事業者が作成し、施設管理担当者の承認を得たものを使用する。

また、業務日誌は、原則として業務実施日の翌日（土曜日、日曜日、祝日の場合は次の平日）に総括管理責任者を通じて総括管理責任者及び施設管理担当者に提出する。

14. 業務検査

民間事業者は、契約書に基づき、その支払に係る請求を行うときは、業務計画書、作業計画書及び業務報告書など必要な書類を提出し、支出負担行為担当官の指定した者が行う検査を受ける。

15. 連携体制等

民間事業者は、各施設管理業務の担当者と作業工程等に関する連絡調整を密にするとともに、施設管理担当者を介して、業務外の役務、工事等を請け負った業者とも設備の状況等に関する情報共有を行い、施設管理業務を効率的に遂行し、運転・監視及び日常点検等業務に支障が生じないよう連携をとる。

16. 施設利用者から業務に関する要望・苦情等

業務責任者及び業務担当者は、施設利用者から業務に関する要望・苦情等を受け付けた場合は、速やかに総括管理責任者に報告する。

17. その他

市ヶ谷地区においては、現在建物の改修等工事及び各設備の更新工事を実施していることから、本仕様書に記載している業務範囲等に変更が生じることがある。その場合は、民間事業者と防衛省において協議を行い、必要に応じ契約の変更等を実施して対応する。

【特記事項】

1 一般事項

共通仕様書の第3編第1章「一般事項」による。

2 業務内容

(1) 共通

運転・監視業務、監視業務、巡視業務において、異常が確認された場合には、総括管理責任者及び施設管理担当者へ報告するとともに現地を確認し、必要に応じ、とるべき措置を行う。

(2) 建築

巡視業務内容は、共通仕様書の第3編第2章「建築」の当該項目による。

(3) 電気設備

運転・監視及び巡視業務内容は、共通仕様書の第3編第3章「電気設備」の当該項目によるほか、次による。

ア 運転・監視業務

サブ監視設備における起動・停止の操作、設備運転状況の監視又は測定・記録を行うほか、必要に応じ設定値調整、エネルギー使用の適正化の補助を行う。

イ 電気設備の警報設備の巡視業務内容は、共通仕様書の第3編第5章「監視制御設備」に準ずる。

ウ 電力制御等

電気主任技術者（防衛省の有資格者）の指示のもと、以下を行う。

(ア) 最大電力の制御

(イ) 力率の調整

(ウ) 不平衡電流、電圧変動の監視

エ 構内配電線路・通信線路

必要に応じ、マンホールの水抜き作業（毎月1回以上）を行う。

オ 自家発電装置

実負荷運転時における支援（毎月1回程度）を行う。

(4) 機械設備

運転・監視及び巡視業務内容は、共通仕様書の第3編第4章「機械設備」の当該項目によるほか、次による。

ア 運転・監視業務

サブ監視設備における起動・停止の操作、設備運転状況の監視又は測定・記録を行うほか、必要に応じ室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整、エネルギー使用の適正化の補助を行う。

イ 機械設備の警報設備の巡視業務内容は、共通仕様書の第3編第5章「監視制御設備」に準ずる。

ウ 第4節表4. 4. 2の「3. 水質の維持」は、次による。

(ア) 飲料水については、外観検査（臭気、味、色、濁り）及び残留塩素測定を毎日実施

(イ) 給湯水については、外観検査及び残留塩素測定を1週間に1回実施

(ウ) 雑用水については、外観検査、p h値、残留塩素測定及び臭気検査を1週間に1回実施

エ 中水処理設備において、異常警報が発生した場合は、施設管理担当者及び総括管理責任者へ報告するとともに、指示を受けた場合は、指示に従い対応する。

オ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」に基づく報告書に必要な資料（水槽点検及び残留塩素測定結果等）を作成し、施設管理担当者へ毎月報告する。

(5) 中央・サブ監視制御設備

運転・監視及び巡視業務は、共通仕様書の第3編第5章「監視制御設備」によるほか、次による。

ア 運転・監視業務

サブ監視設備で行う運転・監視業務以外における設備機器の起動・停止の操作、設備運転状況の監視又は測定・記録、室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整、エネルギー使用の適正化を行う。

イ 厚生棟中央監視室において、電力使用量について常時確認するとともに、異常（おそれ含む）が見られた場合、直ちに総括管理責任者及び施設管理担当者へ報告する。

ウ 電力使用量が施設管理担当者から指示のあった電力値を超過した場合におけるデマンドコントロール等の制御を行う。

エ 東京都の光化学スモッグ注意報が発令された場合、施設管理担当者の指示により設備機器の制御、停止等を行う。

(6) 搬送設備

運転・監視及び巡視業務は、共通仕様書の第3編第6章「搬送設備」によるほか、次による。

ア 運転・監視業務

サブ監視設備における起動・停止の操作、設備運転状況の監視又は測定・記録を行うほか、必要に応

じ機器の制御を行う。

イ エレベーター設備及びエスカレーター設備の異常が確認された場合には、直ちに総括管理責任者及び施設管理担当者へ報告するとともに現地を確認し必要に応じ、とるべき措置を行う。課業時間外若しくは施設管理担当者が不在の場合は、爾後、改めて施設管理担当者へ報告する。

ウ エレベーターの閉じ込め事案が発生した場合に備え、エレベーター扉の開放訓練を定期的実施する。

エ 巡視業務

現地において、非常呼出しの作動状況の日常点検・保守を毎日1回行う。

(7) ボイラー設備

ア 運転・監視及び巡視業務は、共通仕様書の第3編第4章「機械設備」の当該項目による。

なお、運転・監視業務に当たりボイラー設備のシステムを安定かつ効率的に行う。

イ ボイラー性能検査受検に必要な資料（ボイラー月例点検項目表等）を作成し、施設管理担当者へ毎月報告する。

(8) 鍵管理及び鍵管理システム監視設備

鍵管理及び鍵管理システムの監視業務等は次による。

ア 庁舎D棟の鍵管理システム監視設備の監視

イ 庁舎D棟防災センター、厚生棟中央監視室で保管している各室扉の鍵等について、適切に管理するとともに各建物別の鍵の管理数量一覧を作成し毎月、総括管理責任者及び総括管理責任者へ提出する。

ウ 施設管理担当者及び総括管理責任者から指示があった場合、防衛省職員及び関係者に鍵の貸出又は鍵の開閉を行う。

なお、貸出について疑義がある場合は、総括管理責任者に確認する。

エ 鍵管理システム以外の各室扉等の鍵については、鍵貸出簿を作成する。

オ 鍵管理システムの異常が確認された場合には、総括管理責任者及び施設管理担当者へ報告するとともに現地を確認し、必要に応じ、とるべき措置を行う。

(9) 防災監視設備及び消火・防災業務

防災監視設備の監視及び巡視業務は、共通仕様書の第3編第5章「監視制御設備」に準じ、消火・防災業務は防衛省市ヶ谷庁舎消防計画によるほか、次による。

ア 防災監視設備の監視業務

(ア) 防災監視設備は次による。

- a 総合操作盤（自動火災報知設備を含む。）
- b 放送設備（非常放送設備を含む。）
- c ガス漏れ警報設備（庁舎D棟防災センター、厚生棟中央監視室）
- d トイレ警報設備（庁舎D棟防災センター、厚生棟中央監視室）
- e ユニット冷蔵庫警報設備（厚生棟中央監視室）

(イ) 監視業務

設備運転状況の監視及び記録を行うほか、必要に応じ機器の制御を行う。

なお、誤報等により作動した機器の復旧を行うとともに必要に応じて、庁舎内へ非常放送を行う。

イ 防災監視設備の巡視業務

(ア) 総合操作盤及び放送設備は現地において、異常の有無の日常点検・保守を行う。

(イ) トイレ警報設備及びユニット冷蔵庫警報設備については、現地において、機器の作動状況の日常点検・保守を毎日1回行う。

ウ 火災及び防災予防上の巡視業務は次による。

(ア) 避難経路上における避難障害物の目視点検を毎月1回行う。

(イ) 消火栓等の損傷又は使用障害の目視点検を毎月1回行う。

(ウ) 建物周辺の目視による日常点検を毎日1回以上行う。

エ 災害が発生した場合は、機器の適切な操作、非常放送の実施及び関係各所への連絡を行い、防衛省が組織する自衛消防隊の統制を受ける。

オ 火災発生時、現場の確認及び関係者への通報並びに消火活動等を行うとともに、必要に応じ、各庁舎自衛消防隊の活動に参加する。

カ 民間事業者は、各庁舎防災センター等の勤務者に対し、業務に必要な消火訓練を計画的に行うとともに防衛省が計画・実施する防災訓練（年間1回程度）の支援を行う。

なお、訓練結果について、映像又は写真を添付の上、書面により総括管理責任者に報告する。

(10) 災害時等（突発停電含む）の対応

災害発生後は、防衛省の業務継続計画等に基づき、執務環境の確保が必要となることから下記事項について、準備しておくとともに発生後は速やかに対応する。

なお、準備に要する費用は民間事業者側の負担とする。

ア 準備項目

(ア) 非常用糧食及び非常用飲料水（必要人員（30名以上の7日分）の常備

- (イ) NTT回線の設置（各運転・監視及び監視施設）
- (ウ) 携帯発電機（照明用）及び照明器具の常備（各運転・監視施設）、
なお、燃料については、関係法令を遵守のうえ準備し、保管場所及び保管量は施設管理担当者の指示による。
- (エ) 市ヶ谷庁舎敷地内における通信連絡手段の確保（携帯無線機）
- (オ) 施設管理担当者及び総括管理責任者への常時通信連絡手段の確保（携帯電話、Eメール等が使用可能であるパソコン）
- (カ) 設備の応急補修に必要な最低限の工具等（冷媒ガス回収機材含む）

イ 対応項目

- (ア) 被災状況点検の内容は次による。
 - a 東京都23区内において、地震が震度3以上となった場合
 - b 台風や豪雨の接近、通過により点検等が必要と判断した場合
 - c その他、施設管理担当者との協議により必要と判断した場合
 - d 発災時における被災状況点検等は、通常の巡視業務より優先して行う。ただし、施設管理担当者から別途、指示がある場合を除く。
 - e 被災状況点検項目及び優先順位等は、別途、施設管理担当者からの指示による。
 - f 鍵管理システム監視設備及び給油設備の監視業務を除き、1名以上を運転・監視業務に充てるとともに、複数人で設備等の被災状況を確認する。この際、各運転・監視業務の業務従事者と連絡を密にできる体制を確保する。
- (イ) 被災状況等の報告要領は次による。
 - a 原則、メールにより発災時から第1報を10～15分、第2報を30～40分、第3報を60分目処で防衛省が指定する職員及び総括管理責任者へ報告を行う。
 - b 発災時から60分毎を目処に施設管理担当者へ書面で報告を行う。
なお、書式等については別に定める。
- (ウ) 昇降機の点検及び必要に応じ閉じこめられた職員等の救出
- (エ) 各庁舎内等の電気設備の点検、電気主任技術者（防衛省の有資格者）の指示があった場合の非常用発電機の電力供給先の変更に伴う作業及び二次災害防止の対応
- (オ) 上下水道設備の点検及び二次災害防止の対応
- (カ) 施設管理担当者の指示により、飲料水ペットボトル及び簡易トイレを防衛省職員へ配布する。
なお、配布要領等については別に定める。

ウ その他

防衛省が実施する防災訓練（年間1回程度）に参加し、災害時の対応へ備える。
なお、民間事業者は本仕様書に定める各業務の履行に必要な人員を確保したうえで訓練に参加させる。
また、当該訓練における役割等については、施設管理担当者の指示による。

(11) その他業務

- ア 業務責任者は、D棟防災センターに設置している自動体外式除細動器（AED）について、日常点検を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検を行い、その結果を総括管理責任者に報告する。
- イ 光熱水量検針等の補助
ガス及び上下水道の検針及び記録を毎月行うものとする。
なお、検針日及び検針場所の細部については、別に示す。また、ガス（1箇所）・水道メーター（3箇所）については、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日の間、検針等を行う。
- ウ 省エネ及び節電等対応
 - (ア) 防衛省市ヶ谷庁舎で有効な省エネ及び節電の提案
 - (イ) 節電ポスター等の掲示・撤去（年4回程度、各階EVホール及びEV内）
- エ 特別運転・監視等
各施設に不具合等が生じた場合、必要に応じて特別運転・監視及び特別巡視を実施する。
- オ 消耗品の支給等対応
 - (ア) 防災盤等国が設置した機器（プリンター等）のリボンカセット等消耗品は、防衛省からの支給品を使用する。
 - (イ) ボイラー設備並びに機械設備の運転に必要な複合清缶剤等の薬品等、各種水質検査に必要な薬品は防衛省からの支給品を使用する。
 - (ウ) 設備の軽微な修繕等に用いる備品、消耗品については、防衛省と協議の上、防衛省より貸し出し、支給等の処置を行う。ただし、民間事業者において軽微な修繕等に必要な備品、消耗品を準備することは差し支えない。
なお、その場合の費用は民間事業者側の負担とする。
 - (エ) 本業務に使用する物品の在庫管理を行い、管理簿を作成し、毎月総括管理責任者へ提示する。また、年間使用見積を作成のうえ、不足する物品がある場合は、判明した段階で速やかに総括管理責任者に

報告する。

カ 電気事業法に基づく計画停電時における支援（年間10回）

施設管理担当者の指示に従い、以下を実施し、停電作業が迅速かつ確実に実施されるよう支援する。

- a 施設管理担当者、総括管理責任者及び関係する役務従事者との事前調整
- b 停電が行われる建物内への放送及び周知ポスターの掲示（各階E Vホール）
- c 各種設備機器の事前停止
- d 高架水槽の満水処置
- e 電気設備の制御

なお、停電当日において、停電となる建物の防災センター等で勤務している者は、照明器具及び携帯無線機等の通信機器を準備し、停電作業を実施している施設管理担当者等と連絡を取れる体制を構築し、施設管理担当者あるいは総括管理責任者から指示があった場合は、上記以外の項目であっても速やかに対応する。

また、防災センター等で何らかの異常等を覚知した場合は速やかに施設管理担当者等へ連絡するとともに、指示を受けた場合は速やかに対応する。

(12) 応急対応業務

ア 以下の場合において、不具合に対する応急対応を実施する。

- (ア) 施設管理担当者、総括管理責任者から指示を受けた場合
- (イ) 市ヶ谷地区に勤務する職員等から連絡を受けた場合
- (ウ) 巡視業務中に設備の不具合を発見した場合

イ 作業の実施に当たっては、適切な安全管理を行う。ただし、安全管理上問題があると考えられる作業については、作業実施前に総括管理責任者あるいは施設管理担当者へ連絡し、指示に従う。

ウ 作業終了後は、報告書を作成し、速やかに総括管理責任者へ提出する。

なお、応急対応に係る費用は、交換部品を除き、原則として受注者の負担とするが、必要に応じて、事前に総括管理責任者を通じて防衛省と協議する。

エ 対応する不具合等の内容は次のとおりとする。

(ア) 共通

施設管理担当者または市ヶ谷地区に勤務する職員等から不具合について連絡を受けた場合は、現地を確認の上、調整（操作、官給部品の簡易な交換（ドアクローザー、ランプ、感知器等で交換高さは概ね床高より3.5m以下）、ネジ等の増し締め、止水、排水、ドライバー等の工具を用いた簡易なメンテナンス等）を行い、不具合を解消する。ただし、調整を行っても不具合が解消されない場合は、速やかに施設管理担当者へ連絡する。

なお、応急対応で生じた施設等の汚れの清掃も行う。

- (イ) 建具等（扉、窓、丁番等）の不具合
- (ウ) 空調設備（機械室含む）の不具合（漏水、異音等）
- (エ) 給排水設備（機械室含む）の不具合（異音、排水管のつまり、漏水等）
- (オ) 消防設備（機械室含む）の不具合（火災報知器等の誤作動等による警報の発報）
- (カ) 電気設備の不具合

a 照明器具（防爆仕様の器具を除く）のランプ交換

防衛省から支給されたランプを交換するとともに支給されたランプの在庫管理を行う。また、在庫が少なくなった場合は、その都度、施設管理担当者に報告し、ランプを受領する。

なお、ランプの在庫状況及び交換状況について毎月、総括管理責任者に報告する。

- b ブレーカーの復旧
- c コンセントの不具合
- d テレビアウトレットの不具合
- e 施設管理担当者が実施する工事の補助業務

(キ) 降雪の場合又は降雪の恐れがある場合の敷地内道路等における除雪等作業（年間2～5回程度）

(ク) 冬季における非常用浄化装置（厚生棟東側駐車場）の凍結防止装置の作動状況の確認

(ケ) 講堂、体育館、武道場、グラウンド及び国際会議場等の施設使用受付業務

オ 市ヶ谷地区に勤務する職員等から連絡を受ける体制は、次のとおりとする。

(ア) 庁舎D棟防災センターにおいて、設備等の不具合（トイレつまり、漏水等）、照明器具のランプ交換・点灯、ブレーカー復旧、建具等（扉、窓、丁番等）の不具合等及び施設使用受付に係る連絡を一元的に受付ける。

(イ) 前項（ア）～（カ）以外の設備等の不具合の連絡を受けた場合、速やかに総括管理責任者及び施設管理担当者に報告する。

(ウ) 照明器具の点灯に係る連絡を受けた場合、施設管理担当者に報告するとともに、該当する建物の運転・監視業務従事者に連絡する。

(エ) 防衛省市ヶ谷庁舎内拾得物に係る連絡を受けた場合、施設管理担当者が別に示す取扱い要領に従い処置を実施する。受け取った拾得物については、防衛省から貸与される保管容器に適切に保管する。また、拾得物のリストを作成し、翌日（翌日が土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日の場合はその翌日）に施設管理担当者へ提出する。

(オ) 上記に係る対応については、報告書を作成し、週に一度総括管理責任者へ提出する。

(13) 執務環境測定

ア 執務環境測定業務は、共通仕様書の第5編「執務環境測定等（第4章吹付けアスベスト等の点検を除く。）」及び「職場における喫煙対策に関する指針（平成15年7月10日勤職—223 人事院事務総局勤務条件局長）」（庁舎D棟5階、2箇所のみ）による。

イ 業務対象施設の詳細は、別紙による。

ウ 詳細な測定場所については、施設管理担当者が別に示す。

エ 測定結果について報告書を作成し、総括管理責任者に提出する。

(14) 給油業務

ア 危険物取扱者が行う給油設備を点検するとともに点検記録を作成し、月に一度、施設管理担当者に報告する。

イ 燃料の受入・払出時における立会

ウ 燃料の受入・払出の在庫記録を作成し、週に一度、総括管理責任者を通じて施設管理担当者に報告する。

エ 給油業務に必要な各種書類（供用内訳書など）を作成し、総括管理責任者を通じて施設管理担当者に提出する。

オ 危険物取扱者が行う給油設備点検を実施するとともに、点検記録及びタンクの残油量等の書類を作成し、月に一度、総括管理責任者を通じて施設管理担当者に提出する。

カ オイルトラップに接続されている側溝について、事故等の未然防止の観点から適宜、落ち葉等の除去を行う。

(15) 機械設備維持管理業務の補助業務

以下に示す機械設備の維持管理業務の補助を行う。

ア 機械設備に係る点検保守役務等の立会い

イ 機械設備の不具合調査

ウ 機械設備の配管等の補修

エ 空調機の冷暖切替作業（蒸気配管、冷温水管のバルブ操作）

オ ボイラー設備における薬品使用量の確認

(16) 協力体制

民間事業者は、施設管理担当者から指示があった場合、下記事項について、対応する（必要に応じ、対応状況等を報告する）。

ア 官公署の検査受検（消防署立入検査受検等）に伴う準備作業及び立会い

イ 他が行う設備の試運転に伴う準備作業及び立会い

ウ 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務等で実施する役務の立会い

エ 防衛省が実施する施設管理業務研修に伴う誘導及び概況説明

(17) 技能教育

民間事業者は、業務従事者に対して情報保全、運転・監視、監視、点検、消火・防災訓練等、業務に必要な教育を定期的実施する。

業務対象設備等一覧表目次 (防衛省市ヶ谷地区全域)

| A 運転・監視及び日常等点検・保守 | | B 執務環境測定 | |
|-------------------|------------------|-----------|------------------|
| 1 建築 | (2) エスカレーター | 1 | 空気環境測定 |
| (1) 陸屋根 | 7 防災 | 2 | 照度測定 |
| (2) トップライト | (1) 避難経路上の障害物等確認 | C 運転・監視業務 | |
| (3) 外壁 | (2) 屋内消火栓 | 1 | サブ監視設備 (運転・監視) |
| (4) 屋外階段 | (3) 屋外消火栓 | 2 | 防災監視設備 (監視) |
| (5) バルコニー | (4) 建物周辺 | 3 | 管制設備 (運転・監視) |
| (6) エキスパンジョイント | | 4 | 搬送設備 (運転・監視) |
| 2 電気設備 | | 5 | 自家発電設備 (運転・監視) |
| (1) 電灯・動力設備 | | 6 | 中央監視設備 (運転・監視) |
| (2) 受変電設備 | | 7 | ボイラー監視設備 (運転・監視) |
| (3) 自家発電設備 | | | |
| (4) 直流電源設備 | | | |
| (5) 交流無停電電源設備 | | | |
| (6) 航空障害灯 | | | |
| (7) 雷保護設備 | | | |
| 3 機械設備 | | D 鍵管理業務 | |
| (1) 冷熱源機器 | | 1 | 鍵管理・鍵管理システム (監視) |
| (2) 空気調和等関連機器 | | | |
| (3) 給排水衛生機器 | | E その他業務 | |
| 4 監視制御設備 | | 1 | AED日常点検 |
| (1) 中央監視制御設備 | | 2 | 省エネ等対応 |
| (2) 防災監視装置 | | 3 | 消耗品の支給等対応 |
| 5 管制設備 | | 4 | 計画停電時対応 |
| (1) 地下駐車場管制設備 | | | |
| 6 搬送設備 | | | |
| (1) エレベーター | | | |

業務対象設備等一覧表 (1)

| 設備機器 | 単位 | 庁舎A棟 | 庁舎B棟 | 庁舎C棟 | 庁舎C3棟 | 庁舎D棟 | 備考 |
|----------------|----------------|-------------------------------------|-------|-------|--------|-------|-------------------|
| A 日常及び定期点検・保守 | | | | | | | |
| 1 建築 | | | | | | | |
| (1) 陸屋根 | m ² | 6,092 (講堂1,813m ² 含む) | 2,886 | 2,888 | 3,475 | 3,306 | |
| (2) トップライト | 箇所 | 8 (講堂5箇所含む) | 2 | 1 | | 1 | |
| (3) 外壁 | m ² | 22,605 (講堂含む) | 9,210 | 9,531 | 3,895 | 7,609 | |
| (4) 屋外階段 | 階 | 9 (講堂含む) | 1 | 1 | | 1 | |
| (5) バルコニー | m ² | 340 | 535 | 577 | | 465 | |
| (6) エキスパンジョイント | 箇所 | 2 | | | | | |
| 2 電気設備 | | | | | | | |
| (1) 電灯・動力設備 | | | | | | | |
| ア 照明器具の点灯状態 | m ² | 17,168 (講堂含む)*1 | 6,273 | 5,278 | 13,181 | 5,595 | 廊下、階段、 便所等共用場所 |
| イ 照明器具のランプ交換 | m ² | 16,214 | 6,273 | 5,278 | 13,181 | 5,595 | 廊下、階段、 便所等共用場所 |
| ウ 分電盤 | 面 | 170 | 144 | 208 | 191 | 148 | |
| エ 照明制御盤 | 面 | 1 | | | 2 | 1 | |
| オ 動力制御盤 | 面 | 145 | 65 | 72 | 55 | 57 | |
| (2) 受変電設備 | | | | | | | |
| ア 高圧、低圧盤類 | 面 | 51 | 56 | 141 | 87 | 34 | |
| イ 閉鎖形 | | 51 | 56 | 141 | 87 | 34 | |
| イ 高圧機器 | | | | | | | |
| (ア) 変圧器 | 台 | 28 | 20 | 43 | 18 | 14 | |
| (イ) 交流遮断器 | 台 | 43 | 27 | 81 | 49 | 21 | |
| (ウ) 計器用変圧器・変流器 | 組 | 29 | 60 | 97 | 53 | 23 | |
| (エ) 指示器、表示操作類 | 面 | 54 | 54 | 141 | 63 | 27 | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎A棟 | 庁舎B棟 | 庁舎C棟 | 庁舎C3棟 | 庁舎D棟 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|--------|------|-------|-------|-------|-----|
| (3) 自家発電設備 | | | | | | | |
| ア 自家発電装置 | 組 | | | 2 | | | |
| イ 配電盤 | 面 | | | 1 2 | 1 6 | | |
| ウ 補器付属装置 | | | | | | | |
| (ア) 始動用空気圧縮装置 | 組 | | | 4 | | | |
| (イ) 燃料タンク等 | 台 | | | 1 | 1 | | |
| (ウ) 返油ポンプ | 台 | | | 2 | 2 | | |
| (エ) 換気装置 | 台 | | | 2 | 1 6 | | |
| (オ) 排気管 | 組 | | | 2 | 2 | | |
| (カ) バルブ | 個 | | | 8 0 | 6 8 | | |
| エ 試運転 | 台 | | | 2 | 2 | | |
| (4) 直流電源設備 | | | | | | | |
| ア 整流装置 | 組 | 2 | 7 | 3 | 2 | 1 | |
| イ 蓄電池 | 組 | 2 | 7 | 3 | 2 | 1 | |
| (5) 交流無停電電源設備 | | | | | | | |
| ア 整流装置、インバーター装置 | 組 | 1 | 7 | 5 | 2 | 1 | |
| 並列運転台数 | | | 6 | 2 | 2 | | |
| イ 蓄電池 | 面 | 1 | 7 | 6 | 1 2 | 1 | |
| ウ 小型無停電電源装置 (UPS) | 組 | 3 2 | 1 6 | 2 0 | 1 | 8 | |
| (6) 航空障害灯 | | | | | | | |
| ア 灯具 | 灯 | 2 3 | 3 0 | | | | |
| イ 制御盤 | 面 | 1 | 2 | | | | |
| (7) 雷保護設備 | | | | | | | |
| ア 突針・支持管 | 基 | 1 | 1 | 2 | | 1 | |
| イ 棟上げ導体 | m | 9 5 6 | 2 0 | 1 4 1 | | 4 1 5 | |
| 3 機械設備 | | | | | | | |
| (1) 冷熱源機器 | | | | | | | |
| ア チリングユニット又は 空気熱源ヒートポンプユニット | 台 | 2 | | | | | |
| 能力等 | - | 45KW×2 | | | | | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎A棟 | 庁舎B棟 | 庁舎C棟 | 庁舎C3棟 | 庁舎D棟 | 備 考 |
|---|-----|--------|----------------------------------|----------------------|---------------------|-----------|-----|
| イ 遠心冷凍機 能力等 | 台 | | 2 | 4 | 4 | | |
| | - | | 450RT・150RT | 600(2台)・450・150RT | 525RT(2台)・100RT(2台) | | |
| ウ 吸収冷凍機 能力等 | 台 | 3 | 2 | | | 3 | |
| | - | 750RT | 450RT | | | 600RT | |
| エ パッケージ形空気調和機 運転・監視の記録台数 | 台 | 9 4 | 8 2 | 2 5 | 3 | 2 8 | |
| | | 9 4 | 8 2 | 2 5 | 3 | 2 8 | |
| オ 冷却塔 能力等 | 基 | 6 | 6 | 8 | 4 | 3 | |
| | - | 開放型720 | 開放型850×3 開放型380×1 開放型300×2 | 密閉型390×6 密閉型100×2 | 密閉型390×4 | 開放型1110×3 | |
| (2) 空気調和等関連機器 | | | | | | | |
| ア 熱交換器等(第1種圧力容器) 貯湯槽 熱交換器・フレッジタンク | 基 | 6 | 2 | 5 | 4 | 4 | |
| | | 4 | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | |
| イ 熱交換器 (第2種圧力容器又は小型圧力容器) | 基 | 3 | | 6 | 5 | 6 | |
| ウ ユニット型空気調和機 | 台 | 7 8 | 1 0 2 | 8 3 | 8 4 | 4 1 | |
| | 台 | 3 4 | 2 6 | 3 1 | 1 9 | 1 6 | |
| エ ポンプ 空調用 真空給水ポンプ | | 2 6 | 2 3 | 2 5 | 1 9 | 1 5 | |
| | | 8 | 3 | 6 | - | 1 | |
| オ 送風機 同一場所に複数台設置の台数 | 台 | 1 4 8 | 3 2 | 4 5 | 1 1 0 | 6 4 | |
| | | 3 9 | 2 0 | 2 5 | | 2 0 | |
| カ 全熱交換器 | 台 | 7 4 | 3 2 | 3 2 | 4 | 3 9 | |
| (3) 給排水衛生機器 | | | | | | | |
| ア 陸上ポンプ(消火、加圧給水) | 台 | 8 | 1 | 1 0 | 8 | 4 | |
| | 台 | 6 | 4 | 4 | 2 4 | 8 | |
| イ 雨水(湧水)排水ポンプ 雨水用 湧水用 | | 6 | | | 6 | 4 | |
| | | 0 | 4 | 4 | 1 8 | 4 | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎A棟 | 庁舎B棟 | 庁舎C棟 | 庁舎C3棟 | 庁舎D棟 | 備 考 |
|-------------------|-----|---|---------|---------------------|------------------|---------|---------|
| ウ 汚水排水ポンプ | 台 | 6 | 10 | 8 | 18 | 8 | |
| | | 0 | 4 | 4 | 4 | 2 | |
| | | 6 | 6 | 4 | 14 | 6 | |
| エ 飲料用水槽 | 槽 | 3 | 1 | 2 | 1 | 3 | |
| | | 2 | 1 | | 1 | 1 | |
| オ 中水用水槽 | 槽 | 6 | 2 | 2 | 1 | 2 | |
| カ 雑排水槽 | 槽 | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | |
| キ 汚水槽 | 槽 | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | |
| ク 水質の維持 | | | | | | | |
| (ア) 飲料水 | 箇所 | 3 | | 2 | 2 | | 点検周期：1D |
| 採水場所 (細部は別示) | - | 庁舎A棟B1階 庁舎A棟7階 | | 庁舎C2棟B4階 庁舎C2棟8階 | 庁舎C3棟2階 屋外散水栓 | | |
| | | 庁舎A棟B4階 庁舎A棟B1階 庁舎A棟7階 庁舎A棟18階 | 庁舎B棟B4階 | | 庁舎C3棟1階 | 庁舎D棟B1階 | 点検周期：1W |
| (イ) 中央式給湯設備による給湯水 | 箇所 | 4 | 1 | | | | |
| (ウ) 雑用水 | 箇所 | 3 | | 1 | 1 | | |
| 採水場所 (細部は別示) | - | 屋外散水栓 庁舎A棟B1階 庁舎A棟7階 | | 庁舎C2棟8階 | 庁舎C3棟2階 | | |
| | | | | | | | |
| 4 監視制御設備 | | | | | | | |
| (1) 中央監視制御設備 | | | | | | | |
| ア 監視制御機器 | | | | | | | |
| (ア) 外観 | 組 | 1 | 1 | 5 | 2 | 1 | |
| (イ) 装置機器等 | 組 | 1 | 1 | 5 | 2 | 1 | |
| イ システム制御盤 | 組 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | |
| ウ 電源装置 (UPS装置に限る) | 組 | | | | 1 | | |
| エ 蓄電池 (UPS装置に限る) | 組 | | | | 1 | | |
| (2) 防災監視装置 | | | | | | | |
| ア 火災受信盤 | 組 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| イ 放送設備 | 組 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎A棟 | 庁舎B棟 | 庁舎C棟 | 庁舎C3棟 | 庁舎D棟 | 備 考 |
|----------------------|-----|------|------|------|-------|------|-----|
| ウ トイレ警報設備 | 組 | 1 | | | | 1 | |
| 5 管制設備 | | | | | | | |
| (1) 地下駐車場管制設備 | 組 | 1 | | | | | |
| 6 搬送設備 | | | | | | | |
| (1) エレベーター | 基 | 20 | 7 | 8 | 2 | 8 | |
| 単独設置数 | | 4 | 3 | 2 | | 2 | |
| 同一場所に複数台設置の台数 | | 16 | 4 | 6 | 2 | 6 | |
| 7 防災 | | | | | | | |
| (1) 避難経路上の障害物等確認 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| (2) 屋内消火栓 | 箇所 | 177 | 59 | 60 | 52 | 60 | |
| (3) 建物周辺 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| B 執務環境測定 | | | | | | | |
| 1 空気環境測定 | 測点 | 51 | 27 | 27 | 19 | 24 | |
| 室内測定 | | 45 | 25 | 23 | 18 | 22 | |
| 外気測定 | | 6 | 2 | 4 | 1 | 2 | |
| 2 照度測定 | 点 | 45 | 25 | 23 | 18 | 20 | |
| C 運転・監視業務 | | | | | | | |
| 1 サブ監視設備 (運転・監視) | 組 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | |
| 2 防災監視設備 (監視) | | | | | | | |
| ア 火災受信盤 | 組 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | |
| イ 放送設備 | 組 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| ウ トイレ警報設備 | 組 | 1 | | | | 1 | |
| エ ガス漏れ警報設備 | 組 | 1 | | | | 1 | |
| オ ネット冷蔵庫警報設備 | 組 | 1 | | | | | |
| 3 管制設備 (運転・監視) | 組 | 1 | | | | | |
| 4 搬送設備 (運転・監視) | 組 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 5 自家発電設備監視装置 (運転・監視) | 組 | | | 1 | 1 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎A棟 | 庁舎B棟 | 庁舎C棟 | 庁舎D棟 | 備 考 |
|--------------------|-----|-------|------|-------|-------|-------------------|
| D 鍵管理業務 | | | | | | |
| 1 鍵管理・鍵管理システム (監視) | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| E その他業務 | | | | | | |
| 1 AED日常点検 | 台 | 1 | 1 | | 1 | |
| 2 省エネ等対応 | 回 | 4 | 4 | 4 | 4 | 設置箇所及び 設置日時は別示 |
| 掲示物の設置数 (1回当たり) | 枚 | 1 2 0 | 3 0 | 5 4 | 4 8 | |
| 3 消耗品の支給等対応 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 4 計画停電時対応 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 設置箇所及び 設置日時は別示 |
| 掲示物の設置数 (年間) | 枚 | 2 3 4 | 7 8 | 1 3 8 | 1 2 4 | |

※特記事項

※1：講堂内の照明設備点灯状態確認箇所は、次のとおりとする。

講堂1階：講堂、控室（室内便所含む。）、倉庫

講堂2階：前室1、音響調整室、映写室、調光室、調光機械室

業務対象設備等一覧表 (2)

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎E1棟 | 庁舎E2棟 | 庁舎F1棟 | 庁舎F2棟 | 厚生棟 | 備 考 |
|----------------|----------------|--------|--------|---------|--------|--------|-------------------|
| A 日常及び定期点検・保守 | | | | | | | |
| 1 建築 | | | | | | | |
| (1) 陸屋根 | m ² | 3, 024 | 1, 296 | 1, 724 | 1, 528 | 3, 060 | |
| (2) トップライト | 箇所 | | | | | 3 | |
| (3) 外壁 | m ² | 7, 242 | 3, 146 | 11, 077 | 7, 634 | 2, 621 | |
| (4) 屋外階段 | 階 | 1 | 1 | | | 6 | |
| (5) バルコニー | m ² | 651 | | | | | |
| (6) エキスパンジョイント | 箇所 | 1 | 1 | | | | |
| 2 電気設備 | | | | | | | |
| (1) 電灯・動力設備 | | | | | | | |
| ア 照明器具の点灯状態 | m ² | 6, 176 | 1, 415 | 2, 428 | 1, 771 | 5, 047 | 廊下、階段、 便所等共用場所 |
| イ 照明器具のランプ交換 | m ² | 6, 176 | 1, 415 | 2, 428 | 1, 771 | 5, 047 | 廊下、階段、 便所等共用場所 |
| ウ 分電盤 | 面 | 124 | 37 | 37 | 34 | 21 | |
| エ 照明制御盤 | 面 | 1 | | | | | |
| オ 動力制御盤 | 面 | 50 | 8 | 23 | 8 | 37 | |
| (2) 受変電設備 | | | | | | | |
| ア 特高盤類 | 面 | | | | | 11 | |
| イ 閉鎖形 | | | | | | 11 | |
| イ 特高機器 | | | | | | | |
| (ア) 変圧器 | 台 | | | | | 2 | |
| (イ) 交流遮断器 | 台 | | | | | 2 | |
| (ウ) 指示器、表示操作類 | 面 | | | | | 7 | |
| ウ 高圧、低圧盤類 | 面 | 21 | 10 | 13 | 13 | 127 | |
| イ 閉鎖形 | | 21 | 10 | 13 | 13 | 127 | |
| エ 高圧機器 | | | | | | | |
| (ア) 変圧器 | 台 | 12 | 5 | 5 | 6 | 30 | |
| (イ) 交流遮断器 | 台 | 22 | 7 | 10 | 11 | 111 | |

| 設備機器 | 単位 | 庁舎E1棟 | 庁舎E2棟 | 庁舎F1棟 | 庁舎F2棟 | 厚生棟 | 備考 |
|---------------------------------------|----|------------------|-------|--------------------------------|--------|-----|----|
| (ウ) 計器用変圧器・変流器 | 組 | 38 | 20 | 4 | 2 | 138 | |
| (エ) 指示器、表示操作類 | 面 | 21 | 10 | 10 | | 139 | |
| (オ) 高圧進相コンデンサ | 台 | | | | | 16 | |
| (3) 自家発電設備 | | | | | | | |
| ア 自家発電装置 | 組 | | | 1 | | 1 | |
| イ 配電盤 | 面 | | | 1 | | | |
| ウ 補器付属装置 | | | | | | | |
| (ア) 燃料タンク等 | 台 | | | 1 | | 1 | |
| (イ) 返油ポンプ | 台 | | | 4 | | | |
| (ウ) 換気装置 | 台 | | | 1 | | | |
| (エ) 排気管 | 組 | | | 1 | | | |
| (オ) ハルブ | 個 | | | 1 | | | |
| エ 試運転 | 台 | | | 1 | | 2 | |
| (4) 直流電源設備 | | | | | | | |
| ア 整流装置 | 組 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| イ 蓄電池 | 組 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| (5) 交流無停電電源設備 | | | | | | | |
| ア 整流装置、インバーター装置 | 組 | | | | | 1 | |
| 並列運転台数 | | | | | | 1 | |
| イ 蓄電池 | 面 | | | | | 1 | |
| ウ 小型無停電電源装置 (UPS) | 組 | 11 | 1 | | | 1 | |
| (6) 雷保護設備 | | | | | | | |
| ア 突針・支持管 | 基 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| イ 棟上げ導体 | m | 297 | 196 | 515 | 205 | 432 | |
| 3 機械設備 | | | | | | | |
| (1) 冷熱源機器 | | | | | | | |
| ア チリングユニット又は 空気熱源ヒートポンプユニット 能力等 | 台 | 2 | | 3 | 1 | | |
| | - | 55RT×1 17RT×1 | | 99.1KW×8 89KW×5 84.6KW×5 | 85KW×3 | | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎E1棟 | 庁舎E2棟 | 庁舎F1棟 | 庁舎F2棟 | 厚生棟 | 備 考 |
|-----------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|---------------------|-----|
| イ パッケージ形空調和機 運転・監視の記録台数 | 台 | 14 | 10 | 6 | 18 | 75 | |
| | | 14 | 10 | 6 | 18 | 75 | |
| ウ 冷却塔 | 基 | | | | | 2 | |
| 能力等 | － | | | | | 開放型80×2 (ボック設備用) | |
| (2) 空調和等関連機器 | | | | | | | |
| ア 熱交換器等 (第1種圧力容器) 貯湯槽 | 基 | 1 | 1 | | | 4 | |
| | | 1 | 1 | | | 4 | |
| イ 熱交換器 (第2種圧力容器又は小型圧力容器) | 基 | 3 | 2 | 3 | 1 | 2 | |
| ウ ユニット型空調和機 | 台 | 48 | 10 | 15 | 8 | 5 | |
| エ ファンコイルユニット | | | | | | | |
| オ ポンプ 空調用 真空給水ポンプ | 台 | 3 | 5 | 4 | | 7 | |
| | | 2 | 4 | 4 | | 6 | |
| | | 1 | 1 | | | 1 | |
| カ 送風機 | 台 | 85 | 3 | 6 | 3 | 115 | |
| 同一場所に複数台設置の台数 | | 18 | | | | 29 | |
| キ フィルターユニット | 台 | | | 1 | 1 | | |
| ク 全熱交換器 | 台 | 38 | 10 | 15 | 8 | 5 | |
| ケ オイルタンク | 基 | | | | | 1 | |
| (3) 給排水衛生機器 | | | | | | | |
| ア 陸上ポンプ(消火、加圧給水) | 台 | 6 | 2 | 1 | 1 | 4 | |
| イ 雨水(湧水)排水ポンプ 雨水用 湧水用 | 台 | | 2 | 6 | 2 | 14 | |
| | | | | 2 | | 8 | |
| | | | 2 | 4 | 2 | 6 | |
| ウ 汚水排水ポンプ | 台 | 8 | | 9 | 2 | 4 | |
| 汚水用 | | 2 | | 2 | | 2 | |
| 雑排水用 | | 6 | | 7 | 2 | 2 | |
| エ 飲料用水槽 | 槽 | | | 1 | 1 | 3 | |
| オ 中水用水槽 | 槽 | | | | | 1 | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎E1棟 | 庁舎E2棟 | 庁舎F1棟 | 庁舎F2棟 | 厚生棟 | 備 考 |
|-------------------|-----|----------|----------|---------|---------|--------|---------|
| カ 雑排水槽 | 槽 | 3 | | 1 | 1 | 1 | |
| キ 汚水槽 | 槽 | 1 | | 1 | | 1 | |
| ク 水質の維持 | | | | | | | |
| (ア) 飲料水 | 箇所 | | | 1 | 1 | 1 | 点検周期：1D |
| 採水場所(細部は別示) | — | | | 庁舎F1棟7階 | 庁舎F2棟5階 | 厚生棟B2階 | |
| (イ) 中央式給湯設備による給湯水 | 箇所 | 1 | 1 | | | 2 | 点検周期：1W |
| 採水場所(細部は別示) | — | 庁舎E1棟B1階 | 庁舎E2棟B1階 | | | 厚生棟1階 | |
| (ウ) 雑用水 | 箇所 | | 1 | | | 1 | 点検周期：1W |
| 採水場所(細部は別示) | — | | 庁舎E2棟5階 | | | 東側駐車場 | |
| ケ ガス湯沸器 | 台 | | | | 1 | | |
| 4 監視制御設備 | | | | | | | |
| (1) 中央監視制御設備 | | | | | | | |
| ア 監視制御機器 | | | | | | | |
| (ア) 外観 | 組 | 2 | | | 2 | 5 | |
| (イ) 装置機器等 | 組 | 2 | | | 2 | 5 | |
| イ システム制御盤 | 組 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| ウ 電源装置(UPS装置に限る) | 組 | | 1 | 1 | 1 | | |
| エ 蓄電池(UPS装置に限る) | 組 | | 1 | 1 | 1 | | |
| (2) 防災監視装置 | | | | | | | |
| ア 火災受信盤 | 組 | D棟を含む | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| イ 放送設備 | 組 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| ウ トイレ警報設備 | 組 | 1 | | 2 | 2 | 1 | |
| 5 搬送設備 | | | | | | | |
| (1) エレベーター | 基 | 7 | 1 | 3 | 3 | 1 | |
| 同一場所に複数台設置の台数 | | 4 | | 2 | | | |
| 6 防災 | | | | | | | |
| (1) 避難経路上の障害物等確認 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| (2) 屋内消火栓 | 箇所 | 60 | 12 | 19 | 14 | 22 | |
| (3) 建物周辺 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 庁舎E1棟 | 庁舎E2棟 | 庁舎F1棟 | 庁舎F2棟 | 厚生棟 | 備 考 |
|--------------------|-----|----------|----------|-------|-------|-----|-------------------|
| B 執務環境測定 | | | | | | | |
| 1 空気環境測定 | 測点 | 23 | 12 | 15 | 11 | 8 | |
| 室内測定 | | 21 | 10 | 13 | 9 | 6 | |
| 外気測定 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 2 照度測定 | 点 | 21 | 10 | 13 | 9 | 6 | |
| C 運転・監視業務 | | | | | | | |
| 1 サブ監視設備 (運転・監視) | 組 | | | | 2 | | |
| 2 防災監視設備 (監視) | | | | | | | |
| ア 火災受信盤 | 組 | | | | 1 | 1 | |
| イ 放送設備 | 組 | | | | 1 | 1 | |
| ウ トイレ警報設備 | 組 | | | | 1 | 1 | |
| エ ガス漏れ警報設備 | 組 | | | | | 1 | |
| オ ユニット冷蔵庫警報設備 | 組 | | | | | 1 | |
| 3 搬送設備 (運転・監視) | 組 | (D棟集約) 1 | (D棟集約) 1 | | | | |
| 4 自家発電設備 (運転・監視) | 組 | | | 1 | | | |
| 5 中央監視設備 (運転・監視) | 組 | | | | | 1 | |
| 6 ボイラー監視設備 (運転・監視) | 組 | | | | | 1 | |
| D 鍵管理業務 | | | | | | | |
| 1 鍵管理・鍵管理システム (監視) | 式 | | | | 1 | 1 | |
| E その他業務 | | | | | | | |
| 1 AED日常点検 | 台 | | | | 1 | | |
| 2 省エネ等対応 | 回 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 設置箇所及び 設置日時は別示 |
| 掲示物の設置数 (1回当たり) | 枚 | 26 | 8 | 21 | 17 | 6 | |
| 3 消耗品の支給等対応 | 式 | | | | 1 | 1 | |
| 4 計画停電時対応 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 設置箇所及び 設置日時は別示 |
| 掲示物の設置数 (年間) | 枚 | 85 | 12 | 18 | 14 | | |

業務対象設備等一覧表 (3)

| 設 備 機 器 | 単 位 | 隊舎棟・食厨棟 | 記念館 | 15号館 | 67号倉庫 | 68号倉庫 | 備 考 |
|----------------|----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| A 日常及び定期点検・保守 | | | | | | | |
| 1 建築 | | | | | | | |
| (1) 陸屋根 | m ² | | 182 | 1,597 | | 1,100 | |
| (2) トップライト | 箇所 | | | | | 2 | |
| (3) 外壁 | m ² | | 1,569 | 2,018 | 2,623 | 3,721 | |
| (4) 屋外階段 | 階 | | | 1 | 1 | 1 | |
| (5) バルコニー | m ² | | 52 | | | | |
| (6) エキスパンジョイント | 箇所 | | | 4 | | | |
| 2 電気設備 | | | | | | | |
| (1) 電灯・動力設備 | | | | | | | |
| ア 照明器具の点灯状態 | m ² | | 1,355 | 1,125 | | 561 | 廊下、階段、 便所等共用場所 |
| イ 照明器具のランプ交換 | m ² | | 1,355 | 1,125 | | 561 | 廊下、階段、 便所等共用場所 |
| ウ 分電盤 | 面 | 42 | 3 | 9 | 6 | 14 | |
| エ 照明制御盤 | 面 | | | | | | |
| オ 動力制御盤 | 面 | 15 | 1 | 1 | 8 | 9 | |
| (2) 受変電設備 | | | | | | | |
| ア 高圧、低圧盤類 | 面 | 15 | 5 | | 1 | 3 | |
| イ 閉鎖形 | | 15 | 5 | | | | |
| イ 高圧機器 | | | | | | | |
| (ア) 変圧器 | 台 | 7 | 2 | | | | |
| (イ) 交流遮断器 | 台 | 18 | 3 | | | | |
| (ウ) 計器用変圧器・変流器 | 組 | 50 | 4 | | | | |
| (エ) 指示器、表示操作類 | 面 | 15 | 5 | | | | |
| (3) 直流電源設備 | | | | | | | |
| ア 整流装置 | 組 | 1 | | | | | |
| イ 蓄電池 | 組 | 1 | | | | | |
| (4) 雷保護設備 | | | | | | | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 隊舎棟・食厨棟 | 記念館 | 1 5 号館 | 6 7 号倉庫 | 6 8 号倉庫 | 備 考 |
|-------------------------------|-----|------------------------|-----|--------|---------|---------|---------|
| ア 突針・支持管 | 基 | 3 | | | | | |
| イ 棟上げ導体 | m | 2 2 1 | | | | | |
| 3 機械設備 | | | | | | | |
| (1) 冷熱源機器 | | | | | | | |
| ア 吸収冷凍機 | 台 | 2 | | | | | |
| 能力等 | — | 200RT 1 台 270RT 1 台 | | | | | |
| イ パッケージ形空気調和機 | 台 | 5 | 6 | | 3 | 1 1 | 細部場所は別示 |
| 運転・監視の記録台数 | | 5 | 6 | | 3 | 1 1 | |
| ウ 冷却塔 | 基 | 2 | | | | | |
| 能力等 | — | 490RT 1 台 370RT 1 台 | | | | | |
| (2) 空気調和等関連機器 | | | | | | | |
| ア 熱交換器 (第 1 種圧力容器) | 基 | 9 | | | | | |
| 貯湯槽 | | 7 | | | | | |
| 熱交換器※2 | | 2 | | | | | |
| イ 熱交換器 (第 2 種圧力容器又は小型圧力容器) | 基 | 5 | | | | | |
| ウ ユニット型空気調和機 | 台 | 8 | | | | | |
| エ ポンプ | 台 | 1 5 | | | | | |
| 空調用 | | 1 2 | | | | | |
| 真空給水ポンプ | | 3 | | | | | |
| オ 送風機 | 台 | 4 7 | 1 0 | | 1 0 | 3 | |
| 同一場所に複数台設置の台数 | | | | | | | |
| カ 全熱交換器 | 台 | | 1 | | | | |
| (3) 給排水衛生機器 | | | | | | | |
| ア 陸上ポンプ(消火、加圧給水) | 台 | 1 4 | | | 2 | 1 | |
| イ 雨水(湧水)排水ポンプ | 台 | 2 | | | | 4 | |
| 雨水用 | | | | | | 2 | |
| 湧水用 | | 2 | | | | 2 | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 隊舎棟・食厨棟 | 記念館 | 15号館 | 67号倉庫 | 68号倉庫 | 備 考 | |
|-------------------|-----|------------------------------------|-------|------|-------|---------|---------|---|
| ウ 汚水排水ポンプ | 台 | 5 | | | 2 | 2 | | |
| | | | | | | 2 | | |
| | | | | | | 2 | | |
| エ 飲料用水槽 | 槽 | 2 | | | | 1 | | |
| | | | | | | オ 中水用水槽 | | 1 |
| | | | | | | カ 汚水槽 | | 1 |
| キ 水質の維持 | | | | | | | | |
| (ア) 飲料水 | 箇所 | 1 | 1 | | | 1 | 点検周期：1D | |
| 採水場所(細部は別示) | － | 隊舎B棟1階 | 記念館1階 | | | 68号3階 | | |
| (イ) 中央式給湯設備による給湯水 | 箇所 | 4 | | | | | 点検周期：1W | |
| 採水場所 (細部は別示) | － | 隊舎A棟1階 隊舎B棟1階 食厨棟2階 食厨棟1階 | | | | | | |
| (ウ) 雑用水 | 箇所 | 1 | | | | | 点検周期：1W | |
| 採水場所(細部は別示) | － | 隊舎A棟5階 | | | | 2 | | |
| ケ ガス湯沸器 | 台 | | | | | | | |
| 4 監視制御設備 | | | | | | | | |
| (1) 防災監視装置 | | | | | | | | |
| ア 火災受信盤 | 組 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| イ 放送設備 | 組 | 1 | | | | | | |
| (2) 警報監視装置 | 組 | | | | 1 | 1 | | |
| 5 搬送設備 | | | | | | | | |
| (1) エレベーター | 基 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 単独設置数 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 同一場所に複数台設置の台数 | | 4 | | | | | | |
| 6 防災 | | | | | | | | |
| (1) 避難経路上の障害物等確認 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| (2) 屋内消火栓 | 箇所 | 4 | 6 | 9 | 5 | 8 | | |
| (3) 建物周辺 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |

| 設 備 機 器 | 単 位 | 隊舎棟・食厨棟 | 記念館 | 1 5 号館 | 6 7 号倉庫 | 6 8 号倉庫 | 備 考 |
|--------------|-----|---------|-----|--------|---------|---------|-------------------|
| B 執務環境測定 | | | | | | | |
| 1 空気環境測定 | 測点 | | | | | 5 | |
| 室内測定 | | | | | | 3 | |
| 外気測定 | | | | | | 2 | |
| 2 照度測定 | 点 | | | | | 3 | |
| C その他業務 | | | | | | | |
| 1 A E D 日常点検 | 台 | | | | | | |
| 2 省エネ等対応 | 回 | | | | 4 | 4 | 設置箇所及び 設置日時は別示 |
| 掲示物の設置箇所 | 箇所 | | | | 4 | 6 | |
| 3 消耗品の支給等対応 | 式 | | | | | | |
| 4 計画停電時対応 | 回 | | | | 2 | 2 | 設置箇所及び 設置日時は別示 |
| 掲示物の設置箇所 | 箇所 | | | | 2 | 3 | |

業務対象設備等一覧表 (4)

| 設 備 機 器 | 単 位 | 正 門 警 衛 所 | 葉 王 寺 門 警 衛 所 | 左 内 門 警 衛 所 | 加 賀 門 警 衛 所 | ガ バ ナ 室 | 備 考 |
|---------------|----------------|-----------|---------------|-------------|-------------|---------|---------|
| A 日常及び定期点検・保守 | | | | | | | |
| 1 電気設備 | | | | | | | |
| (1) 電灯・動力設備 | | | | | | | |
| ア 照明器具の点灯状態 | m ² | 175 | 81 | 28 | 58 | | |
| イ 照明器具のランプ交換 | m ² | 175 | 81 | 28 | 58 | | |
| 2 機械設備 | | | | | | | |
| (1) 冷熱源機器 | | | | | | | |
| ア パッケージ形空調和機 | 台 | 4 | 2 | 1 | 4 | | |
| (2) 給排水衛生機器 | | | | | | | |
| ア 雨水(湧水)排水ポンプ | 台 | 2 | | | | | |
| 湧水用 | | 2 | | | | | |
| イ 水質の維持 | | | | | | | |
| (ア) 飲料水 | 箇所 | 1 | | | | | 点検周期：1D |
| 採水場所(細部は別示) | | 正門警衛所 | | | | | |
| 3 防災 | | | | | | | |
| (1) 建物周辺 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

業務対象設備等一覧表 (5)

| 設備機器 | 単位 | 特高開閉所 | ポンプ室 | 燃料施設 (厚生棟南側) | 燃料施設 (庁舎C1棟南側) | 燃料施設 (庁舎C2棟南側) | 備考 |
|------------------|----------------|-------|------|-----------------|-------------------|-------------------|---------|
| A 日常及び定期点検・保守 | | | | | | | |
| 1 電気設備 | | | | | | | |
| (1) 電灯・動力設備 | | | | | | | |
| ア 照明器具の点灯状態 | m ² | | | 8 | 103 | 162 | 便所等共用場所 |
| イ 照明器具のランプ交換 | m ² | | | 8 | 103 | 162 | 便所等共用場所 |
| ウ 動力制御盤 | 面 | | 2 | 2 | 2 | 4 | |
| (2) 受変電設備 | | | | | | | |
| ア 特高機器 | | 13 | | | | | |
| (ア) 交流遮断器 | 台 | 4 | | | | | |
| (イ) 指示器、表示操作類 | 面 | 9 | | | | | |
| (3) 直流電源設備 | | | | | | | |
| ア 整流装置 | 組 | 1 | | | | | |
| イ 蓄電池 | 組 | 1 | | | | | |
| 2 機械設備 | | | | | | | |
| (1) 空気調和等関連機器 | | | | | | | |
| ア ポンプ | 台 | | | 2 | 4 | 2 | |
| オイルポンプ | | | | 2 | 4 | 2 | |
| イ 送風機 | 台 | | | | 1 | 1 | |
| 単独設置数 | | | | | 1 | 1 | |
| (2) 給排水衛生機器 | | | | | | | |
| ア 陸上ポンプ(消火、加圧給水) | 台 | | 6 | | | | |
| イ 雨水(湧水)排水ポンプ | 台 | | | | | | 1 |
| 雨水用 | | | | | | | 1 |
| 3 防災 | | | | | | | |
| (1) 建物周辺 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

業務対象設備等一覧表 (6)

| 設 備 機 器 | 単 位 | 共 同 溝 | メモリアルゾーン | 屋外便所 | 構内配電線路・外灯 | 給油所 | 備 考 |
|-------------------|----------------|----------|----------|------|-----------|-----|---------|
| A 日常及び定期点検・保守 | | | | | | | |
| 1 電気設備 | | | | | | | |
| (1) 電灯・動力設備 | | | | | | | |
| ア 照明器具の点灯状態 | m ² | 2, 0 7 2 | | 1 9 | | | 便所等共用場所 |
| イ 照明器具のランプ交換 | m ² | 2, 0 7 2 | | 1 9 | | | 便所等共用場所 |
| ウ 分電盤 | 面 | | 3 | | | | |
| (2) 受変電設備 | | | | | | | |
| ア 高圧、低圧盤類 | 面 | | | | 2 8 | | |
| 閉鎖形 | | | | | 2 8 | | |
| イ 高圧機器 | | | | | | | |
| (ア) 変圧器 | 台 | | | | 1 6 | | |
| (イ) 交流遮断器 | 台 | | | | 1 4 | | |
| (ウ) 計器用変圧器・変流器 | 組 | | | | 1 1 | | |
| (3) 外灯 | 基 | | | | 4 1 1 | | |
| (4) 構内配電線路・構内通信線路 | 箇所 | | | | 2 8 0 | | |
| 2 機械設備 | | | | | | | |
| (1) 冷熱源機器 | | | | | | | |
| ア パッケージ形空調和機 | 台 | | | | | 1 | |
| (2) 空気調和等関連機器 | | | | | | | |
| ア オイルタンク | 基 | | | | | 4 | |
| ガソリン 20KL | | | | | | 2 | |
| ガソリン 10KL | | | | | | 1 | |
| 軽油 15KL | | | | | | 1 | |
| イ 計量器 | 基 | | | | | 2 | |
| 3 防災 | | | | | | | |
| (1) 屋内消火栓 | 箇所 | 9 | | | | | |
| (2) 建物周辺 | 式 | 1 | | 1 | | 1 | |

業務対象設備等一覧表 (7)

| 設 備 機 器 | 単 位 | 屋 外 | | | 備 考 |
|---------------|-----|-----|--|--|-----|
| A 日常及び定期点検・保守 | | | | | |
| 1 搬送設備 | | | | | |
| (1) エスカレーター | 基 | 2 | | | |
| 単独設置数 | | | | | |
| 同一場所に複数台設置の台数 | | 2 | | | |
| 2 防災 | | | | | |
| (1) 屋外消火栓 | 箇所 | 48 | | | |

防衛省市ヶ谷地区施設管理業務全体構成図

